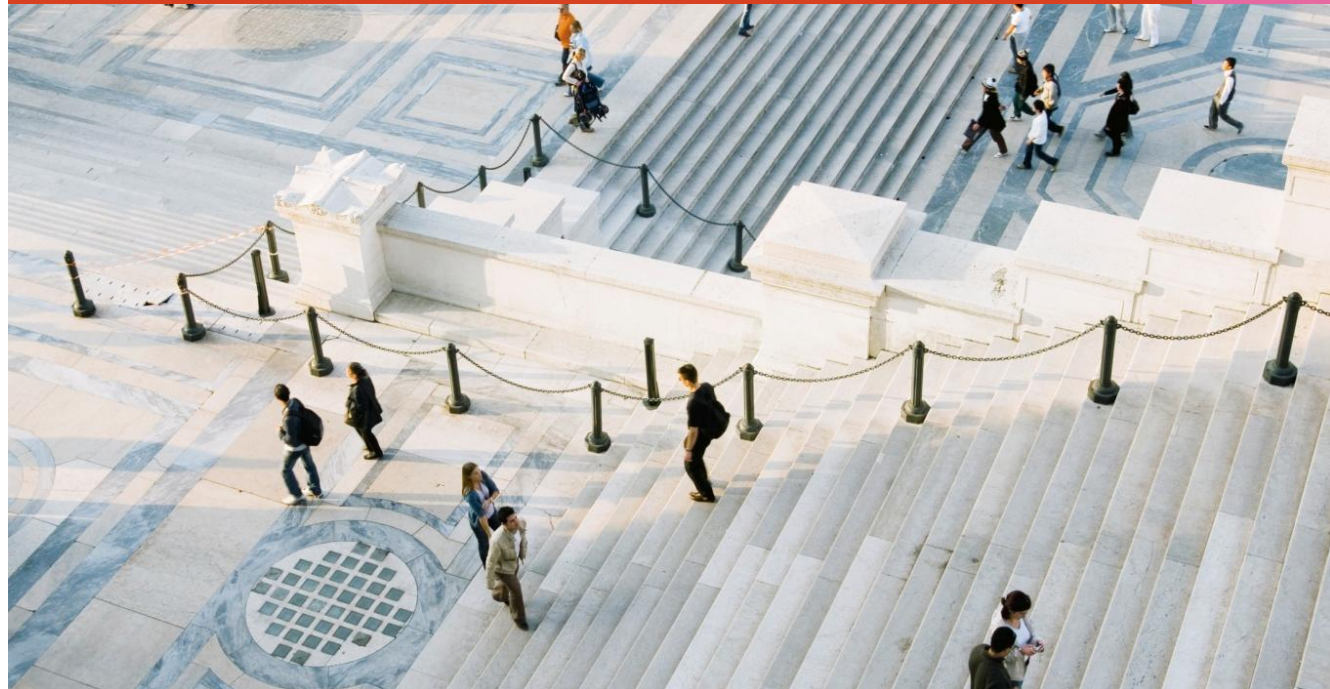


新しい自己資本比率規制 (バーゼルⅢ)の枠組み： 銀行による資本管理への影響

A publication
of PwC's
Financial
Services
Institute (FSI)
October 2010



Contents

| Section | Page |
|---------------|------|
| 1. 観点 | 2 |
| 2. 対応のための枠組み | 9 |
| 3. バーゼルⅢの概要 | 12 |
| 4. PwCの提供サービス | 40 |

Section 1

観点

Point of view

監督当局がバーゼルⅢを通じて描いている銀行の将来像は、より多くの資本とより豊富な流動性を持ち、より抑制的なリスクテイクを行うというものである。

新たに導入されるバーゼルⅢの結果として、銀行は、従来よりも低資本収益率、低成長率の環境に直面することになる。

バーゼルⅢは、従来に比べ、より厳格な資本の定義、より高いリスクウェイト、追加的な資本バッファー、より高い所要自己資本比率を通して、より厳しい自己資本規制を実現している。この新しい枠組みは、多くの銀行の収益性に重大な影響を与え、ビジネスモデルの変革を要求することになる。また、この枠組みは、ストレステスト、カウンターパーティーリスク、資本管理インフラなどをレベルアップさせるために、銀行のプロセスやシステムの大幅な変更を求めるものとなっている。

銀行が行っているさまざまなビジネスの中で、最も影響を受けるのは、資本市場関連ビジネスである。資本要件の引き上げは、セールス、トレーディング、証券化、証券貸借、店頭デリバティブなどの業務に大きな影響を与える。たとえば、セールスやトレーディング関連ビジネスのウェイトが高い銀行は、包括的な資本計画と最適化プロセスを通して、新しいルールが自己資本比率に与える影響を評価することが不可避な状況となっている。その際には、バランスシート構成、利益による資本の積み上げ、リスクアセット削減策などの検討が必要となる。

これに加えて、バーゼルⅢでは、新たに流動性規制が導入されており、低流動性資産保有の制限、ホールセールによる不安定な資金調達抑制、高まる資金調達コストの管理などのために、バランスシート戦略の刷新を促すことになる。この新しい流動性規制は、コマーシャル・バンキングやホールセール・バンキングを主たる業務としているほとんどの銀行に対して広範な影響を与える。長期的に見れば、バーゼルⅢは、リスク勘案後の資本要件について、より標準化された枠組みを提供する。その結果、投資家にとってはリスク調整後のパフォーマンスの分析や比較が容易となり、究極的には、個々の銀行の株価の差違をもたらすことになると考えられる。

米国の監督上の資本評価プログラム(SCAP)は、自己資本の要件を大幅に厳格化したが、これがバーゼルⅢにおける自己資本定義の厳格化への流れに繋がっていった。

- SCAPは多くの米国銀行に対して自己資本水準の引き上げを求めた。直近の米国銀行の普通株等Tier 1比率中央値は9%であり、バーゼルⅢの要求水準に対して200bpのバッファーを備えている。
- 8年間という十分な移行期間を設けることにより、利益の積み上げ、厳格なリスク管理、バランスシートと資本の最適化戦略などを通じた、資本バッファー積み上げに向けた柔軟性を確保している。

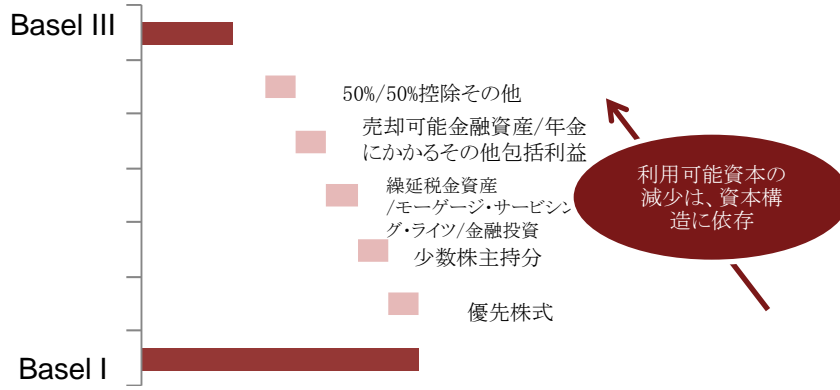
大規模銀行は、2019年1月とされている完全実施期限よりも前に、新しい資本要件を達成するものと見込まれる。その頃の状況として、以下のような点が予想される。

- 新規制の下での自己資本が自らのリスク・プロファイルに比べて十分な水準にあると銀行が判断した場合、銀行が規制上の最低水準に上乗せするかたちで確保していた資本バッファーは、過去に比べ、小さくなる。
- 時間が経過するにつれて、資本が十分に蓄積された銀行を中心に、配当や自社株買戻しのプログラムを復活させる動きが見られる。

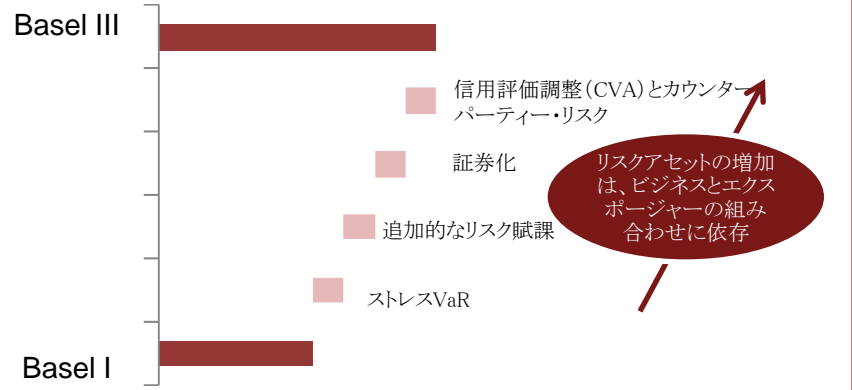
Point of view

バーゼルⅢの導入によって、利用可能資本が減少し、リスクアセットが高く設定されるほか、最低自己資本比率も引き上げられる。

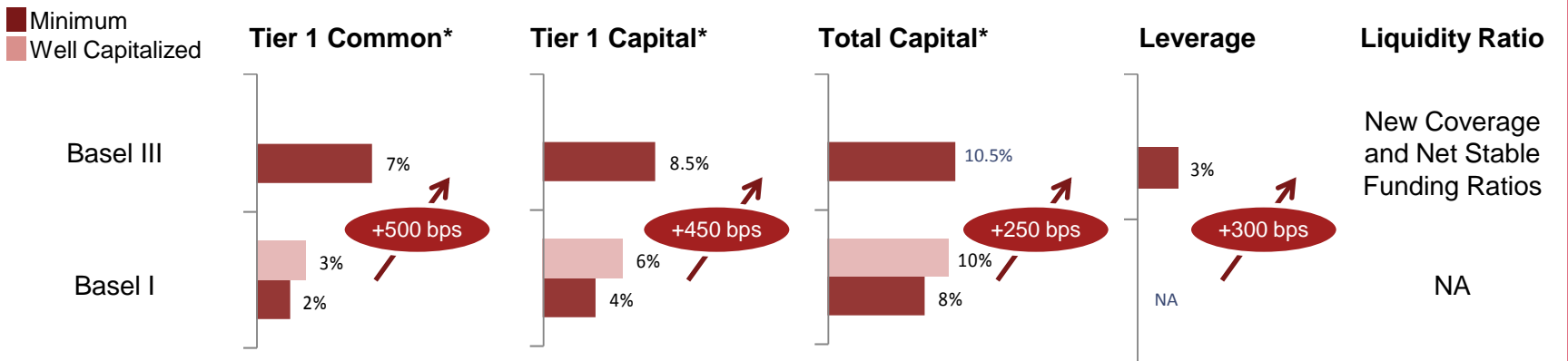
資本の質の強化を目的とした定義の厳格化と資本控除の拡大により、利用可能資本が減少



トレーディング、証券化およびカウンターパーティー・エクスポージャーに関連するリスクをより正確に把握するため、リスクアセットを引き上げ



資本と流動性にかかる最低要件の大幅な引き上げ



*資本保全バッファを含むが、0~2.5%のカウンターシクリカル・バッファは含まない。

Point of view

バーゼルⅢは、銀行業界の眺望を大きく変化させると同時に、リスク調整後収益率の向上に対する障害要因となる。

資本の保全と最適化は、事業計画策定やリスク管理目標設定において、より重要な要素となる。

資本と流動性に対する要件の引き上げは、銀行業界と資本市場に対して、システミックにも、個別にも、重大な影響を与えるものと考えられる。

| | システミックな影響 | 個別の影響 |
|-----|---|---|
| 資本 | <ul style="list-style-type: none">銀行業界の収益性(ROEなど)の低下収益率低下による、投資家の銀行部門への出資意欲低下買収の合理性とその活動に対する潜在的な影響バランスシートの活用方法に対する投資家、監督当局、その他のステイクホルダーの関心の高まり証券化商品に対するリスク・アセットの引き上げ、および、バンキング勘定とレーディング勘定の間の裁定機会消滅による証券化ビジネスの大幅な変化カウンターパーティリスクに対する資本要件引き上げによるデリバティブおよびバース・レポの取引参加者への影響 | <ul style="list-style-type: none">ビジネスモデルの変革。資本コスト上昇は、銀行にとって異なるビジネスモデル(たとえば、手数料ベースのビジネス)へ移行するインセンティブとなる銀行のバランスシート管理技術の変化会社は、ITインフラ、報告システムおよびデータ管理を大幅に向上させるための投資が必要となる。ストレス分析の統合を含め、ストレステスト実施能力およびレポーティングに関する期待が非常に高まっている。 |
| 流動性 | <ul style="list-style-type: none">リテール預金に関する競争激化とコスト増大証券レポ取引のコスト増大を受け、証券在庫縮小などによりマーケット・メイキングの収益性が低下より安定的な資金源を求めて選択的取扱いがなされるため、ホールセール資金調達市場構造の先行きは不透明信用補完や流動性補完を含め、ホールセールのローン商品の評価適正化の結果、より多くの資金調達主体が証券市場へシフト | <ul style="list-style-type: none">バランスシート構造と資金調達戦略に依存するかたちで、全ての金融機関の資金調達コストが大幅に増加法的組織単位での比率要件の実施により、銀行子会社からの資金移動に制限 |

バーゼルⅢによる影響

Point of view

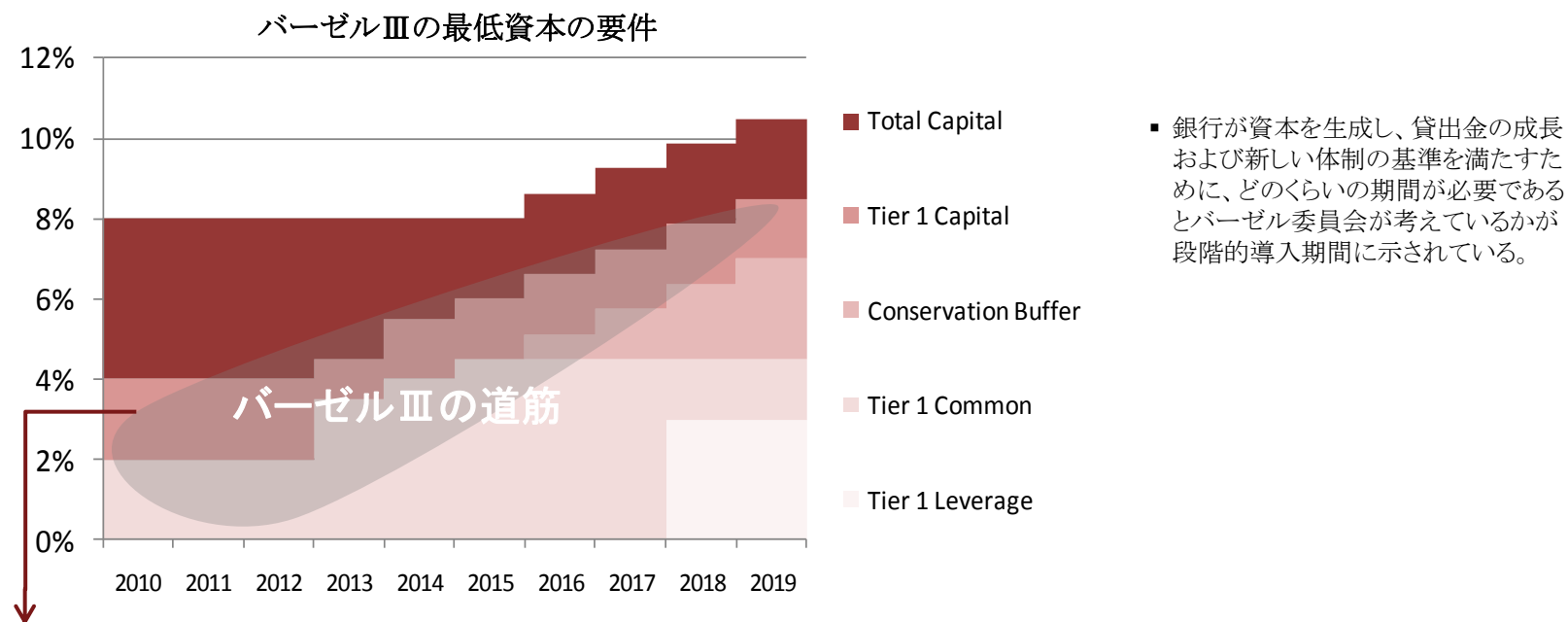
加えて、バーゼルⅢは、銀行に対して資本管理のさらなる強化を求めている。

危機前後の資本管理実務の変化

| | 危機前 | 危機後 |
|-------------------------|--|--|
| 資本構造 | <ul style="list-style-type: none">安価な資本調達手段への依存が、劣後債など損失吸収能力が限られる複合的資本商品の急増に繋がった | <ul style="list-style-type: none">普通株等Teir1およびTCE (Tangible Common Equity = 有形普通株式株主資本)を重要視コンティンジェント・キャピタル(偶発資本)について今後検討 |
| 資本分析 | <ul style="list-style-type: none">自己資本の十分性評価は、規制資本パラダイムと強固とは言えない経済資本モデルに依拠していた。その結果、危機的状況における重大損失やファットテール特性を捉えることができなかった | <ul style="list-style-type: none">統合的なストレステストに基づき自己資本十分性を判断カウンターパーティリスクや証券化も含め、リスクファクターおよびリスクエクスポージャーを幅広くカバーした強固な資本モデル業績や業務戦略の評価にあたって、資本関連報告では、リスクアセットおよびその変動要因分析をより重視 |
| 資本最適化 | <ul style="list-style-type: none">資本は制約条件となっていなかったこともあり、業務戦略や業績の評価において、資本配賦はあまり勘案されていなかった。あるケースでは、業務の評価にあたって、資本やバランスシートの使用状況が全く勘案されていなかった。つまり、資本コストが賦課されていなかった | <ul style="list-style-type: none">資本最適化に向けたビジネスモデルの再定義戦略の方向性と業績評価を決定する際、資本やバランスシートの使用状況と資金調達コストを勘案自己資本充実度評価プロセス(ICAAP)プログラムやユーステストの強化により、資本やバランスシートの意思決定への組み込み |
| 危機時の対応策(コンティンジェンシー・プラン) | <ul style="list-style-type: none">資本に関するコンティンジェンシー・プランは十分に整備されていなかった資本と流動性は別々に管理されていた | <ul style="list-style-type: none">資本と流動性の統合的管理危機管理計画(Recovery plan, resolution plan)の策定プロセスの一環として、資本および流動性に関する詳細なコンティンジェンシー・プランを策定 |
| 資本戦略 | <ul style="list-style-type: none">危機前、銀行は、配当および自社株購入を積極的に実施していた。危機中は、(配当抑制やリスク削減などの)資本保全策や資本調達策が重視されていた。 | <ul style="list-style-type: none">配当や自社株購入プログラムの復活バーゼルⅢのガイドラインに対して、従来比小さい管理バッファーにより資本を管理 |

Point of view

バーゼルⅢの道筋の定義づけ: 提示されたタイムライン内での導入に伴うボラティリティを減らすために、資本管理の戦略を策定することは非常に重要である。



資本構造

- 質の高い株式を重要視し、控除項目を管理し、ハイブリットな資本商品を段階的に廃止し、条件付資本の価値を評価するための資本構造の最適化。

資本生成

- 配当と自社株買戻しプログラムを組合わせた、ビジネス資本生成の管理。

資本最適化

- リスク調整後リターンへの再評価に基づくビジネスミックスの合理化および資本の再配分。

信用リスクの緩和

- より高い担保、ヘッジの実施およびデリバティブにつきセントラル・クリアリングハウス(中央清算機関)への道筋を整えることを通じたカウンターパーティーリスクの緩和

市場リスクの緩和

- ヘッジの実施、ポジションの縮小およびより厳格な制限を通じた、市場リスクの緩和。

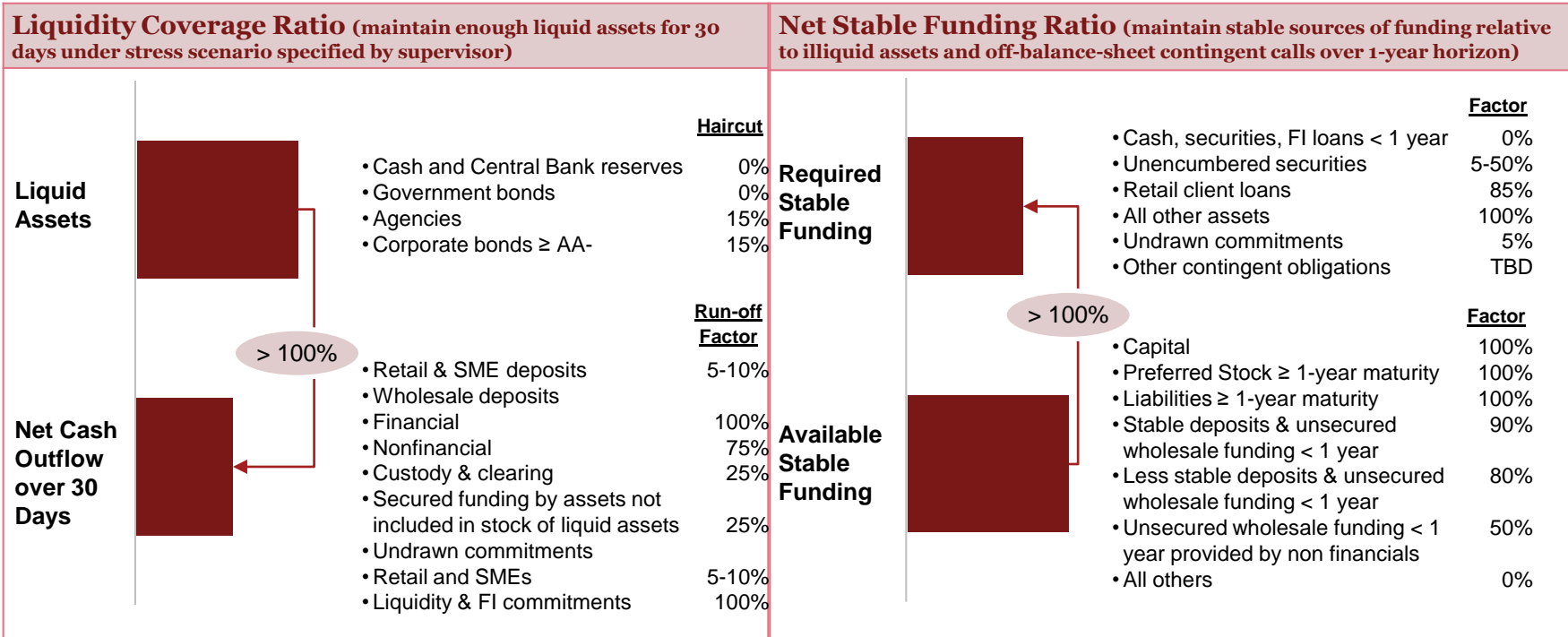
リスク・アセット・モデルの効率性

- 標準的な市場実務に対応したベンチマーク・モデリングの技術と前提

Point of view

新しい資本要件に加え、バーゼルⅢでは、流動性カバレッジ比率および安定調達比率の導入により、流動性にかかる基準を設定した。

多くの金融機関にとって、資本規制よりも流動性規制のほうがより大きな挑戦となるだろう。流動性規制の観点からは、預金、中期の資金調達、質の高い流動資産などの流動性供給制約が重要な課題となるだろう。



流動性と調達戦略

- 流動性の面で不利な取扱いを受けるビジネスの縮小
- 投資における流動性引き上げ
- リテール預金の拡大
- 長期借入と資本の追加調達
- 信用枠と流動性ファシリティの縮小
- ホールセール与信の縮小
- 資金調達コスト上昇に適応するためのプライシング調整

Section 2

対応への枠組

対応への枠組み－資本管理実務のレベルアップに向けたロードマップ

バーゼルⅢのルールに適応するための十分な移行期間が設定されているものの、銀行は、今から資本および流動性に関する戦略を策定しておくべきである。

新しい要件に関する実施期間が先延ばしされているように見えるが、銀行は、実務上、新しい規制環境がバランスシートにどのような影響をもたらすかについて先延ばしすることなく速やかに取り組んでいくことが推奨される。監督当局の正式な実施スケジュールよりも、同業他社の動向との比較がより重要である。

経営者が考慮すべき当面のステップは、以下のとおり。

- 資本水準、流動性ポジション、主要な財務指標指標全般に対するバーゼルⅢの潜在的影響を評価する。
- 新しい要件の遵守を確実なものにするため、以下に挙げるような資本および流動性の管理戦略を特定する。
 - 資本構造および最適化
 - 資金調達
 - リスク・アセット改善策、モデルおよび関連するインフラ
- ビジネスモデル、取扱商品および顧客向け価格戦略における変化を予想する。
- キーとなる実施ステップを計画するための財務、リスク管理、ビジネスラインのチームをアサインし、監督当局に対して継続的な情報提供
- バーゼルⅢの影響とその緩和戦略に関する投資家とのコミュニケーション

資本管理に関するガバナンスおよびプロセスをレベルアップする－第2の柱の自己資本充実度評価プロセス(ICAAP)と新しいルールとの統合が重要になる。

- すべての重要なリスクをカバーするための所用資本額を評価のうえ、フォワード・ルッキングなストレス・シナリオの下でこれを予想する。監督当局にとってこれが適切であるかどうかの評価
- 現行の経営バッファー(規制要求水準に上乗せするかたちで経営が確保しておく資本バッファー)と、バーゼルⅢで資本保全バッファー、カウンターシクリカル・バッファー、システムミック・バッファーが設定された下での経営バッファーとの調整
- ガバナンスとプロセスに関する監督当局の期待への適応(ITインフラ、報告内容など)

対応への枠組み－資本管理実務のレベルアップに向けたロードマップ

銀行は今後明確化される領域に配慮しておく必要がある。

- レバレッジ比率は概ね定義が固まり、導入に向けたタイムテーブルが提案されているものの、詳細化されるべき重要な項目が多々ある。レバレッジ比率の最終的な計測基準は、移行期間を通じた経験に基づいて決定される。
- カウンターシクリカルな資本バッファーについては、導入が予定されているものの、どのように適用され、いつ、どのように公表されるのかに関するガイドラインはまだない。
- 流動性規制とレバレッジ規制については、今後、要件を固めたうえで、水準調整が実施される。特に安定調達比率に関する項目は、ビジネスモデルに対して大きな影響を与える可能性がある。
- 追加的な資本賦課を含むシステミックな銀行(SIFI)に対するアプローチについて合意する。
- バーゼルⅢを以下のような他の規制変更と統合する。
 - 銀行間エクスポージャーの取引決済アレンジの改善やネットティングの効率化
 - ストレス時の回復策(recovery plan)や破綻処理策(resolution plan)の策定
 - 銀行グループ内におけるさまざまな法人の管理の明確化
- 今後のステップをみると、バーゼル委の提案はG20で承認が必要な段階にあるということであり、重要なマイルストーンは2010年11月のG20の会議となるであろう。また、その他の改善策検討も大きく前進してきている
 - 資本バッファーや破綻時を想定した資本(gone-concern capital)に関する市中協議は、2010年末頃に完了予定
 - 流動性カバレッジ比率(LCR)、安定調達比率(NSFR)や信用評価調整(CVA)へ資本賦課の水準調整は2010年末に完了予定
 - 銀行のガバナンスに関する新しいEU白書のような、国家レベル、地域レベルでの規制変更は2010年末に完了予定
 - 2011年を目標とした会計基準の変更(たとえば、フォワード・ルッキングな準備金に関するもの)

Section 3

バーゼルⅢの概要

バーゼルⅢの概要－序章

2009年12月17日に、バーゼル銀行監督委員会は、より強靱性のある国際的銀行セクターを目標として、国際的な資本と流動性の規制の強化を提案する2つの市中協議文書を公開した。

提案内容の要点

- 新規制への移行の実施は2013年1月に始まり、移行期間を経て2019年1月まで続く。
- (中核) Tier1資本の適格性に関するより厳格なルール設定を通じて、自己資本の質、一貫性および透明性を向上させる。
- デリバティブ、レポ取引、証券金融から生じる、カウンターパーティーリスクの資本要件を強化することにより、リスクカバレッジを高める。
- リスクベースでないレバレッジレシオを安全装置として加えることにより、リスクベースの資本要件を補完する。
- フォワード・ルッキングな引当と資本バッファの組み合わせにより、プロクシリティを低減してカウンターシクリカル資本バッファを促進する。
- ストレス下における流動性カバレッジ比率と長期の構造的流動性比率を含む、新しい国際的な流動性基準を導入する。
- 2010年に策定されるより詳細な提案をうけて、システミックリスクと相互関連性への対応を進める。

バーゼルⅢの概要—序章

バーゼルⅢの主な構成要素は、3つの分野に影響を与える: 自己資本比率の新しい定義と最低所要水準、追加的なリスクアセット基準、新しい流動性基準

| 分野 | バーゼルⅢの主な構成要素 |
|-------------|---------------------------|
| 自己資本比率と所要水準 | ① 資本の定義 |
| | ② カウンターシクリカル・バッファー |
| | ③ レバレッジ比率 |
| | ④ 最低所要資本水準 |
| | ⑤ システミック・リスク |
| リスクアセット基準 | ⑥ カウンターパーティーリスク |
| | ⑦ トレーディング勘定と証券化(バーゼルⅡ. 5) |
| 流動性基準 | ⑧ カバレッジ比率 |
| | ⑨ 安定調達比率 |

バーゼルIIIの概要ー序章

バーゼルI、II、IIIの比較



バーゼルⅢの概要－序章

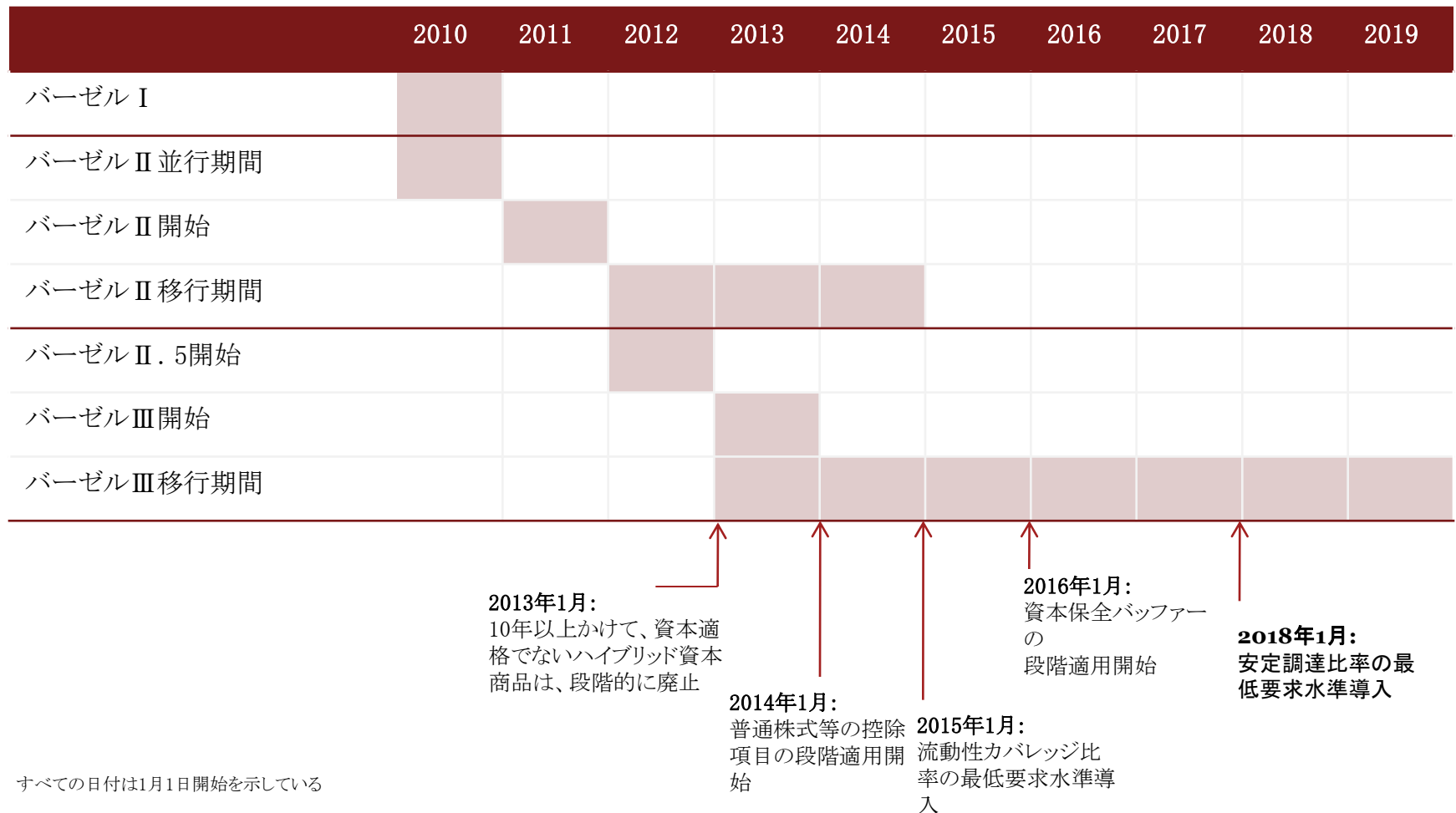
バーゼルⅠ、Ⅱ、Ⅲの比較

| | バーゼルⅠ ¹ | バーゼルⅡ | バーゼルⅡ.5とバーゼルⅢ |
|-------------|---|---|--|
| 自己資本比率と所要水準 | <ul style="list-style-type: none"> ▪ Tier1の資本は、普通株式等、優先株式、限定的なハイブリット、少数株主持分を含んでいる。 ▪ 以下のとおり一定の控除項目が、Tier1に適用される。 ✓ のれん、無形資産（モーゲージ・サービシング・ライツ(MSRs)、Purchased Credit Card Relationships (PCCR)や繰延税金資産(DTAs)といったある例外はある) ✓ 非連結の銀行・金融子会社への投資（少数株主持分に制限あり）。 | <ul style="list-style-type: none"> ▪ Tier1におけるリスクベースの自己資本比率およびに総自己資本比率は、バーゼルⅠの下で定義された項目（「重要な」少数株主持分の控除など）が多少残っている | <ul style="list-style-type: none"> ▪ 優先株の削除。 ▪ 自己資本の質を強調するためTier1に、制限項目の追加、継続および修正を行う（たとえば、少数株主持分、DTA、MSRs、AFS、OCI、その他金融の投資、正味の確定給付年金、50%50%控除項目） ▪ より高い自己資本の最低基準。 ▪ 新しい資本バッファの導入。 ▪ レバレッジ比率の導入。 |
| リスク・アセットの基準 | <ul style="list-style-type: none"> ▪ 一つのリスク測定基準に焦点（リスク・アセットの8%）。 ▪ 資本のリスク・アセットの基準はリスクやエクスポージャーの質にかかわらず（ソブリン、銀行および会社間の区別を除いてはリスク感応度は考慮されない）エクスポージャーやカウンターパーティーのタイプにより定義された ▪ リスク測定やリスク管理業務を改善させるインセンティブ構造はなかった。 ▪ 画一的。 ▪ 規制されたVaRや明確なリスク計算に基づくトレーディング勘定のリスク・アセット。 | <ul style="list-style-type: none"> ▪ 柔軟性、（内部モデル対標準化されたアプローチといった）アプローチのメニュー、よりよいリスク管理に対する自己資本のインセンティブ。 ▪ より高いリスク感応度、特に、デフォルト時エクスポージャー(Exposure at Default: EAD)、デフォルト確率(Probability Default: PD)、デフォルト時損失率(Loss Given Default: LGD)の仮定が導入された内部モデルをベースとする信用リスクの分野。 ▪ 銀行の独自の内部リスク管理手法(Pillar1)、監督当局レビュー(Pillar2)、市場の規律(Pillar3)のさらなる強調。 ▪ オペレーショナル・リスクに対する資本負担の導入。 ▪ トレーディング勘定の負担は変化なし。 | <ul style="list-style-type: none"> ▪ カウンターパーティーの信用価値の喪失もしくは信用価値調整(CVA)原因となるマーク・トゥ・マーケットの損失に対する資本負担の導入。 ▪ 見過ごされたリスク要因の取込みおよびカウンターパーティーリスクや証券化などの分野におけるカバレッジの拡大に資するリスク測定基準の強化 ▪ 銀行業務とトレーディング勘定間における資本アービトラージを減らすため設計されたバーゼルⅡ.5として知られている一連のルールを通じた、トレーディング勘定のエクスポージャーおよび証券化商品の検討。 ▪ 拡大された信用スプレッドや流動性の喪失と結びついた信用リスクの遷移の可能性(クレジットマイグレーション: credit migration)を含むために拡大された自己資本賦課(The incremental risk charge: IRC)の範囲。 ▪ ストレス下におけるVaRの導入。 |
| 流動性基準 | <ul style="list-style-type: none"> ▪ 明確な要件なし | <ul style="list-style-type: none"> ▪ 明確な要件なし | <ul style="list-style-type: none"> ▪ 流動性カバレッジ比率と安定調達比率の形式で流動性の要件が導入される。 |

¹ U.S. per Title 12 Part 225 (Regulation Y)の Appendix Aとして公表されている

バーゼルⅢの概要－序章

スケジュール



バーゼルⅢの概要－序章 スケジュール

付録2: 段階的实施(網掛は移行期間)

| | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019年1月1日現在 |
|--|------------|--------|---|------|----------|--------|-------|------------------------------|-------------|
| レバレッジ比率 | 監督上のモニタリング | | 試行期間 2013年1月1日から2017年1月1日 開示開始2015年1月1日 | | | | | 第1の柱 (Pillar1)への 移行を視野 | |
| 普通株式等の最低要求水準 | | | 3.5% | 4.0% | 4.5% | 4.5% | 4.5% | 4.5% | 4.5% |
| 資本保全バッファ | | | | | | 0.625% | 1.25% | 1.875% | 2.50% |
| 普通株式等の最低要求水準+資本保全バッファ | | | 3.5% | 4.0% | 4.5% | 5.125% | 5.75% | 6.375% | 7.0% |
| 普通株式等からの段階的控除(繰延税金資産、モーゲージ・サービシング・ライツおよび金融機関に対する出資を含む) | | | | 20% | 40% | 60% | 80% | 100% | 100% |
| Tier1最低所要水準 | | | 4.5% | 5.5% | 6.0% | 6.0% | 6.0% | 6.0% | 6.0% |
| 総資本最低所要水準 | | | 8.0% | 8.0% | 8.0% | 8.0% | 8.0% | 8.0% | 8.0% |
| 総資本最低所要水準+資本保全バッファ | | | 8.0% | 8.0% | 8.0% | 8.625% | 9.25% | 9.875% | 10.5% |
| その他Tier1資本またはTier2に算入できなくなる資本商品 | | | 2013年に開始し、10年間にわたって、段階的に廃止 | | | | | | |
| 流動性カバレッジ比率(LCR) | 観察期間開始 | | | | 最低限基準の導入 | | | | |
| 安定調達比率(NSFR) | | 観察期間開始 | | | | | | 最低限基準の導入 | |

すべての日付は1月1日時点
バーゼル銀行監督委員会
国際決済銀行

バーゼルⅢの主な構成要素－自己資本比率と所要水準

1 資本の定義

バーゼル委は、次の3点に焦点を当てて、利用可能な資本ベースの質、一貫性、透明性を向上させる施策を提案している：

- 普通株式等に対する監督当局の調整に関する(国際間)の調和を求める；
- 監督当局による調整項目とその取扱いを各国で一致させる；
- より詳細な規制資本ベースに関する情報開示を求める。

重要な前提

- Tier1 資本の圧倒的部分は普通株式と内部留保で構成される普通株式等でなければならない。これにより、普通株式等Tier1の概念が有形普通株式と近づく。
- Tier1資本からの控除項目は、(銀行持株会社)BHCsに対するアメリカの現行のガイダンスと類似しており、少数株主持分、その他有価証券含み損、のれんやおよびその他無形資産、年金や繰延税金資産、自己株式や他の金融機関への出資、キャッシュフローヘッジ準備金、内部格付(IRB)適用銀行での予想損失に対する引当不足、公正価値評価された金融負債における自身の信用リスク変化による累積的な損益を含んでいる¹
- アメリカにおける控除項目の制限は修正されている。銀行は以下を含むことが許される。
- 一時差異に関する繰延税金資産(DTAs)、モーゲージ・サービシング・ライツ(MSRs)、これらの項目を控除する前で、すべてのその他の控除項目(のれん、その他の無形資産、NOLからのDTAs、自己株式、予想損失の準備金不足、キャッシュフローヘッジの準備金、自身の信用リスクの累積的な変化、年金基金資産)を控除したあとのTier1の普通株式等の構成要素の15%まで、連結対象外の金融機関への投資。これら3項目はいずれも銀行の普通株式の10%を超えて含まれない。
- 普通株式等以外でTier1に含まれる(資本)商品に関しては、事業継続状態で損失吸収が保証されるため特定の分類基準が導入される。
- Tier2 資本に含まれる商品の分類基準の単純化。バーゼルⅡにおいて市場リスクをカバーするために利用可能とされていたTier3 資本の廃止。
- コンティンジェント・キャピタル(条件付資本)および転換可能資本商品が最低所要資本およびバッファーとして果たし得る役割についての評価基準が検討されている。(システミック・リスクの章を参照)。

¹米国においてTitle 12 Part 225 (Regulation Y), Appendix Aで公表されている。

バーゼルⅢの主な構成要素－自己資本比率と所要水準

1 資本の定義－Tier1控除

| | |
|-----------------------|---|
| 株式剰余金(§ 94) | 名目価値が低く剰余金が高い普通株式等Tier1に相当しない株式を銀行が発行した場合には、普通株式等Tier1としてカウントできなくなることを確実にする。 |
| 少数株主利益(§ 95) | 少数株主持分はグループ内のリスクをカバーするのに活用できないため、一定の条件をクリアした場合を除き、普通株式等Tier1に含まれない。これは、アメリカの現行ルールが厳格化されていることを反映している。 |
| 未実現損益(§ 96) | 貸借対照表上で認識される未実現損益を普通株式等Tier1から控除するための調整は行われるべきではない。アメリカの現行ルールでは、売却可能有価証券である株式の未実現利益に関して、制限付きでの控除およびTier2資本への一部繰り入れが求められている。 |
| のれんおよび無形固定資産(§ 97) | のれんおよびその他の無形固定資産は普通株式等Tier1から控除されるべきである。(のれんのような)ほとんどの項目が新ガイダンスの下ですでに控除されているが、モーゲージサービス権や購入クレジットカード受取勘定は、現在は資本(Tier1の100%を限度として)に含まれているもののさらなる制限を受けるだろう。 |
| 繰延税金資産(§ 98-99) | 実現可能性が銀行の将来の収益性に左右される繰延税金資産は、普通株式等Tier1から控除されるべきである。実現可能性が将来の収益性に左右されない繰延税金資産(税務当局への前払いなど)には、適切な独自のソプリン・リスクウェイトを割り当てを行うこととなる。アメリカの現行ルールは、1年以内に回収できない繰延税金資産は控除されるという点において類似している。 |
| 自己株式(§ 100) | 銀行が自己普通株式に対して投資している場合、(関連する会計基準の下ですでに認識を中止された場合を除き)その全額が普通株式等Tier1の計算から控除されるべきである。アメリカの現行のBHCルールの下では、自己株式はTier1資本から控除されている。 |
| 連結対象外の金融機関への投資(§ 101) | 銀行は、連結対象外の他の銀行、他の金融機関、保険会社に投資している場合、該当する控除方法を適用すべきである。銀行が金融機関に対して全普通株式の10%を超える持分を所有している場合、(10%超となる部分のみではなく)その全額を銀行の普通株式から控除するべきである。アメリカの現行のガイダンスでは、連結対象外の銀行子会社や金融子会社への投資に関して、Tier1から50%、Tier2から50%を控除することを求めている。 |
| 予想損失額の不足(§ 102-103) | 内部格付(IRB)アプローチの下で予想損失に対する引当が不足する場合には、普通株式等Tier1から全額が控除されるべきである。これは、バーゼルⅡにおいてTier1資本から50%、Tier2資本から50%が控除されていたことから象徴している。 |
| キャッシュフローヘッジ引当金(§ 104) | キャッシュフローヘッジ引当金が貸借対照表上で認識されない予想キャッシュフローヘッジに関連する場合には、プラスおよびマイナスの当該引当金を普通株式等Tier1から除く。これはアメリカの現行ルールと類似している。 |
| 自己の負債(§ 105) | 公正価値評価される金融負債にかかる自己の信用リスクの変化に伴う累積損益を指す。銀行自身の信用リスクの変化に伴う負債の公正価値の変化から生じた全ての損益は自己株式等Tier1から控除されなければならない。これはすでに控除項目となっている。 |
| 確定年金基金(§ 106) | 確定給付年金負債については区別せず、確定給付年金資産については普通株式等Tier1から控除する。銀行が無制限かつ自由にアクセスできる基金の年金資産は、当局の承認をもって控除額と相殺できる。 |
| 50%:50%控除(§ 108) | 現在Tier1から50%が、Tier2から50%が控除されている、また提案書のどこにも取り扱われていない残り全ての調整項目には、1250%のリスクウェイトが適用されるべきである。これらには以下のものが含まれる。 <ul style="list-style-type: none">■ 特定の証券化エクスポージャー■ PD、LGDアプローチの下での特定の株式エクスポージャー■ 非DvP決済取引および非PvP決済取引における未払いおよび未引渡し■ 事業会社に対する重大な投資 |

バーゼルⅢの主な構成要素－自己資本比率と所要水準

2 カウンターシクリカルな資本バッファー

資本バッファーは、ストレス期(不況期)に損失を吸収するために導入される。

金融ショックが金融システムと経済全体にプロシクリカリティ(景気循環増幅効果)を伴って拡大したことが金融危機が不安定性を生み出す最大の要因の一つであった。バーゼル委員会は、プロシクリカリティに対応し、金融システムにおける衝撃を吸収する追加的措置を講じるために、レバレッジ比率に加えて一連の措置を提言している。これらの措置は、過剰な景気連動性を抑制し、フォワード・ルッキング(将来を見通した)な引当を促進し、ストレス期に利用できる資本を保全し、過度な信用拡大から銀行セクターを守るように設定されている。

重要な前提

- 好況期に不況期の衝撃を吸収できるバッファーを積み立てる。この枠組みでは、自己資本が最低所要額を超えたある一定のレベルとなった際に資本が社外流出する場合の制約を前提としており、この制約は銀行の資本レベルが最低所要水準に迫るにつれて増すこととなる。バッファーには以下の2種類がある:
 - － **資本保全バッファー**は、金融経済環境が激しくストレスを受けたことを条件に、金融セクターの損失を吸収するために利用可能とすべきである。
 - － **カウンターシクリカル資本バッファー**は、過度な信用拡大期、あるいは各国の状況においてその他の指標により当局によって適切と判断された場合に、その資本保全バッファーの範囲を拡大するものである。
- 資本の計算においては、現行のデフォルト時損失率と類似した景気後退期デフォルト率(PD)を利用する。
- 引当に関して、現行の発生損失アプローチと比べて透明性を高くプロシクリカリティを低く実際の損失を捉えるために、予想損失アプローチに向けた会計基準の変更を支持することによって引当の強化を促す。バーゼル委員会は、提言するアプローチを解説したコメントレターを2010年6月30日にIASBに送付した。当委員会はこのトピックに関してIASBと緊密に協議を続けている。

バーゼルⅢの主な構成要素－自己資本比率と所要水準

3 レバレッジ比率

バーゼルⅢは、非リスクアセットおよびオフバランスシート項目に基づく新しいレバレッジ比率の要件を追加した。

バーゼル委員会は現在、Pillar1の自己資本比率の枠組みの下で、リスクベースの所要自己資本比率の最低水準を補完するために、(リスク調整されていない)ボリュームベースのレバレッジ比率を導入するよう提案している。この比率は、簡素で透明性が高いレバレッジの測定でリスクベースの所要自己資本比率を補完することによって、モデルリスクや測定エラーに対して追加的な予防措置を講じると同様に、金融システムにおけるレバレッジの増進に上限を設けるように設計されている。

重要な前提

- Tier1の利用可能な資本は、自己資本の尺度として使用される。分母で使用されるエクスポージャー総額の尺度については定義されている最中であり、いくつかの選択肢も検討されている。ここにはデリバティブおよびレポのネットティングの禁止も含まれている。コミットメントや信用状のようなオフバランスシート項目は100%で算入される。
- バーゼル委員会は、2011年1月から2012年12月に定義の基礎をなす構成要素およびその比率を追跡調査するためにテンプレートを作成し、試行期間(2013年から2017年)の間に3%のTier1レバレッジ比率をテストすることを提案している。銀行は2015年1月初めに公表することを求められる。試行期間の結果を踏まえ、2018年1月にはPillar1の取り扱いに移行することを視野に入れ、最終的な調整を2017年前半に行う。
- バーゼル委員会は、レバレッジ比率に関する複数の変更点について同意している。オフバランスシート項目に対しては、一律の掛け目(CCF:credit conversion factors)10%が適用され(2009年12月の文書では、100%が提案されていた)、無条件に取消可能なオフバランスシートコミットメントには掛け目10%が適用される。この10%の掛け目が過去の経験に基づいて適度に保守的であることが確保されるよう、さらに検証される。
- バーゼル委員会は、(クレジットデリバティブを含む)すべてのデリバティブに対して、Basel II上の相殺に加えて、現行のリスク測定方法の標準構成要素に基づく将来の潜在的リスクの単純な測定を適用することを提案している。これは、すべてのデリバティブが一貫した方法で「ローンに相当する」額に変換されることを確保するためである。レバレッジ比率は、四半期の平均値として計算される。

バーゼルⅢの主な構成要素－自己資本比率と所要水準

3 レバレッジ比率(詳細なガイドライン)

| 課題 | 基本提案(Baseline proposal) (2010年7月のルール改訂したものは斜体で表示) | 影響力評価のための追加的選択肢(Additional option for impact assessment) |
|---|---|---|
| 資本の定義 | Tier1および主な種類でのTier1 | 規制資本全体 |
| リスク測定: 評価調整および引当 | 会計上の取り扱いに基づくリスク測定(引当およびその他の評価調整額を相殺)。 | |
| 現金および現金同等商品 | 現金および現金同等商品を含む | WGL(流動性作業部会)が定義した流動資産を除く |
| オフバランス項目およびクレジットデリバティブ | 掛け目(CCF)を適用したオフバランス項目を含む。信用保全額は想定元本に含まれる。 オフバランスシート項目に対しては、一律の掛け目(CCF, credit conversion factors)10%が適用され、無条件に取消可能なオフバランスシートコミットメントには掛け目10%が適用される。(この10%の掛け目が過去の経験に基づいて適度に保守的であることが確保されるよう、さらに検証される。) | 無条件に取消可能なコミットメントには低い(正の)掛け目(CCF)またはバーゼルⅡの標準的掛け目(CCF)を適用する |
| 信用リスク削減およびオンバランス項目の相殺 | 物質的担保または金融担保に関してはリスクを削減せず、オンバランス項目は相殺しない。 | |
| 資本の控除項目 | 資本の測定とリスクの測定の一貫性。資本の測定から控除された項目は、リスクの測定からも控除される。 | |
| 証券化商品 | 会計データを使用する | 会計上のオフバランス項目、および認識を中止された証券化商品の裏付けローン資産 |
| その他デリバティブ: カレントエクスポージャー方式(クレジットデリバティブを除く) | 2つの選択肢が潜在的なエクスポージャーを測定するために評価されるべきである。選択肢は、潜在的なエクスポージャーを無視することか、現在のエクスポージャーの方法である他のデリバティブを使用することである。 (クレジットデリバティブを含む) すべてのデリバティブに対して、BaselⅡ上の相殺に加えて、現行のリスク測定方法の標準構成要素に基づく将来の潜在的リスクの単純な測定を適用する。これは、すべてのデリバティブが一貫した方法で「ローンに相当する」額に変換される。 | |
| レポ取引と証券金融 | レポとリバースレポのポジションの相殺を禁止する。 | レポ形式の取引に対してバーゼルⅡ上の相殺を適用する。 |

バーゼルⅢの主な構成要素－自己資本比率と所要水準

4 最低所要資本水準

バーゼルⅢは、これまでより高い自己資本の最低所要水準を提案している。

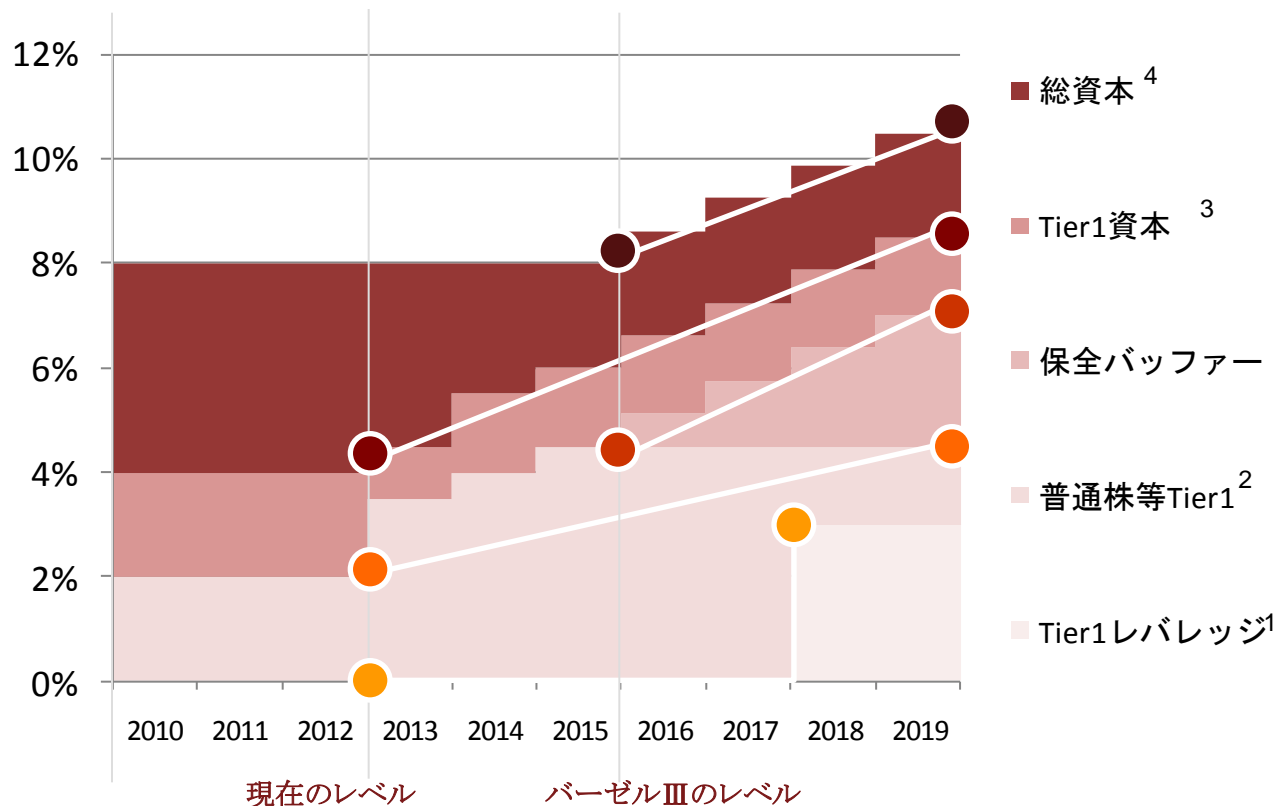
これらの新しい所要水準を満たすために、銀行全体としてかなりの追加的資本を必要とするだろう。2019年1月を最終導入日の目標として、新たな所要水準を導入する経過措置が開始される。

重要な前提

- 損失を最も吸収する資本である普通株式の最低水準は、規制調整の適用前である現在の2%のレベルから、厳しい調整の適用後の4.5%に引き上げられる。これは、2015年1月までに段階的に導入される。
- Tier1の所要水準は、普通株式および厳格に分類されるその他の適格金融商品が含まれるが、同時期に4%から6%に引き上げられる。
- 最低所要水準を超える資本保全バッファの水準は2.5%と決められ、控除項目適用後の普通株式でカバーされることになる。
- 普通株式または十分に損失を吸収するその他の資本のカウンターシクリカル資本バッファは、各国の状況により0%から2.5%の範囲で設定される。カウンターシクリカル資本バッファの目的は、過度な信用拡大期から銀行セクターを保護するという広範なマクロプルデンシャルの目標を達成することである。この資本バッファは、過度な信用拡大がシステム全体のリスクのつみあがりに繋がったときにだけ効力を生じる。効力を生じた際には、カウンターシクリカル資本バッファは、資本保全バッファ範囲を拡大するために導入される。
- これらの所要資本水準はリスクに基づかないレバレッジ比率によって補完される。このレバレッジ比率は、前述されたリスクベースの測定に対する予防措置として最低3%のTier1レバレッジ比率で機能する。

バーゼルⅢの主な構成要素－自己資本比率と所要水準

4 最低所要資本水準



| | 最低比率 | | 移行期間 |
|-------------------------|--------|---------|-----------|
| | 現在* | バーゼルⅢ** | |
| 総資本 ⁴ | 8%-10% | 10.5% | 2016-2019 |
| Tier1資本 ³ | 4%-6% | 8.5% | 2013-2019 |
| 保全バッファ | NA | 2.5% | 2016-2019 |
| 普通株等Tier1 ² | 2%-3% | 7% | 2013-2019 |
| Tier1レバレッジ ¹ | NA | 3% | 2013-2018 |

2つの数字が表示されている場合は、規制最低所要水準と十分に資本がある状態を示している。資本保全バッファを含んでいるが、0%から2.5%のカウンターシクリカル資本バッファは含んでいない。

¹ Tier1レバレッジとは、リスクウェイトがゼロの資産およびオフバランスシート項目に関連しバーゼルⅢの厳格な新定義を使用して計算した値。試行期間は2013年に始まり、2018年1月にPillar1の一部として導入される。

² 資本保全バッファもカウンターシクリカル資本バッファも含まれない。現在の目標は、新定義の下では、国際業務を行う平均的な銀行にとって1%に相当する。

³ 資本保全バッファを含んでいるが、0%から2.5%のカウンターシクリカル資本バッファは含んでいない。現在の目標は、新定義の下では、国際業務を行う平均的な銀行にとって2%に相当する。

⁴ 資本保全バッファを含んでいるが、0%から2.5%のカウンターシクリカル資本バッファは含んでいない。

バーゼルⅢの主な構成要素－自己資本比率と所要水準

4 最低所要資本水準

| バーゼルⅢのスコアカード:資本比率－2010年第二四半期現在 | | | | |
|---------------------------------|-----------------------------|--------------|-------------|---------------------------|
| Institution | 普通株等Tier1比率(%) ¹ | Tier1資本比率(%) | 総資本比率(%) | Tier1レバレッジ比率 ² |
| Bank of America | 8.0 | 10.7 | 14.8 | 6.7 |
| Citi | 9.7 | 12.0 | 15.6 | 6.3 |
| JPMorgan Chase | 9.6 | 12.1 | 15.8 | 6.9 |
| Wells Fargo | 7.6 | 10.5 | 14.5 | 8.7 |
| 大型の多角化した企業の中央値 | 9.6 | 11.3 | 15.6 | 8.7 |
| American Express | 10.7 | 10.7 | 12.9 | 8.2 |
| BB&T | 8.9 | 11.7 | 15.8 | 8.9 |
| Capital One | 7.0 | 9.9 | 17.0 | 6.7 |
| Fifth Third | 7.2 | 13.7 | 18.0 | 12.2 |
| KeyCorp | 8.1 | 13.6 | 17.8 | 12.1 |
| PNC | 8.3 | 10.7 | 14.3 | 9.1 |
| Regions | 7.7 | 12.0 | 15.9 | 9.1 |
| Suntrust | 7.9 | 13.5 | 17.0 | 10.9 |
| US Bancorp | 7.4 | 10.1 | 13.5 | 8.9 |
| 局地的なその他の企業の中央値 | 7.9 | 11.7 | 15.9 | 9.1 |
| Goldman Sachs | 12.5 | 15.2 | 18.2 | 8.0 |
| Morgan Stanley | 9.2 | 16.5 | 17.0 | 6.6 |
| 投資銀行の中央値 | 10.9 | 15.9 | 17.6 | 7.3 |
| Bank of New York Mellon | 11.9 | 13.5 | 17.2 | 6.6 |
| State Street | 13.1 | 15.1 | 16.4 | 7.8 |
| カस्टディアン³の中央値 | 12.5 | 14.3 | 16.8 | 7.2 |
| すべての中央値 | 8.9 | 12.0 | 15.8 | 8.8 |

バーゼルⅢのスコアカード格付の説明

(最低比率は、普通株等Tier1は7%、Tier1は8.5%、総資本は10.5%、レバレッジは3%)

| | |
|--|---|
| | バーゼルⅢの基準を満たさない(普通株等Tier1:7%、Tier1:8.5%) |
| | 最低限のバーゼルⅢの基準に20%未満の余裕がある |
| | 最低限のバーゼルⅢの基準に20%以上の余裕がある |

PwCの分析

- 現在の資本比率の分析に基づく、米銀は、バーゼルⅢの現在の最低水準を満たし、ほとんどの場合20%以上の余裕があることになる。
- カウンターシクリカル資本バッファーに対応する200bpsのバッファーを条件とすれば、全米銀の普通株等Tier1の中央値は9%であり、バーゼルⅡとバーゼルⅢの基準およびTier1資本比率の潜在的な控除を考慮すると、予想リスクアセットは増加している。
- 8年という十分な移行期間によって、今後生じる利益を通じてさらなる資本バッファーが生み出される。
- 米国においてSCAPがバーゼルⅢに先立って行われた。SCAPのストレステスト用に設定された普通株等Tier1の資本バッファーの平均はその時点で2.5%であった。これは、バーゼルⅢで提案された2.5%の資本保全バッファーと同水準となっている。
- この分析では、リスクアセットの増加の見込みや普通株等Tier1における新たな控除項目が考慮されていない。

バーゼルⅢの主な構成要素－自己資本比率と所要水準

5 システミック・リスク

バーゼルⅢは、システミック・リスクに対処することも意図している。

- 国際的に活動する銀行との相互関連性は、経済成長の支えになっているが、ストレス期には、ネガティブ・ショックを金融システムや経済に伝播させる。バーゼルⅢでは、海外の機関投資家のシステム上の不具合に関連するリスクを減らすような方針が検討されている。また、システム上重要な金融機関に対する十分に統合されたアプローチの開発が進められており、これには、自己資本のサーチャージやコンティンジェント・キャピタル、債務のベイル・インの組合せが含まれる可能性がある。

重要な前提

- バーゼル委員会は、最近、実現不可能性の点から、損失吸収性のある規制自己資本を保証するための提案書を公表した。そこでは、銀行破綻処理の枠組みを強化し、実現不可能性のケースにおいて損失吸収可能なコンティンジェント・キャピタルおよびコンバーティブル・キャピタルを導入する提案を含んでいる。当局は、銀行が市場でサポートができない場合においては、非普通自己資本の消却または普通株式へ転換する選択肢を提供している。
- 国際的に活動している銀行において、非普通自己資本すべてのTier1やTier2の調達手段では、トリガー・イベントの発生で非普通自己資本が消却されることを要求している条項がなければならない。
- 非普通自己資本が消却された結果、投資家に対して、普通株式の形で速やかに補償しなければならない。
- トリガー・イベントは、以下よりも早いものである。:
 - － 関係当局による、それなしでは存続できなくなった会社に対して、公共部門への資本注入またはそれと同等の実行する決定
 - － 関係当局による、それなしでは存続できなくなった会社に対して、消却を実行する決定。
- トリガー・イベントの結果としての株式発行は、公共部門により供給された資本が希薄化されないように、いかなる公共部門の資本注入より前に実施されなければならない。
- システム上重要な金融機関に対処するため、金融安定理事会のイニシアチブによる資本のサーチャージを統合するためのメカニズムである、「guided discretion」アプローチのさらなる進展を保証する。

バーゼルⅢの主な構成要素ーリスクアセット基準

6 カウンターパーティーリスク

バーゼルⅢは、CVAリスクの資本化、証券金融取引およびOTCデリバティブに係るエクスポージャーの計測についての計画対象期間の拡張、主要な金融機関へのエクスポージャー資産の相関関係による複合効果を通して、カウンターパーティーリスクにおけるRWAの必要要件を著しく増加させている。

- バーゼルⅢの枠組みのリスクカバレッジを強化する必要性は、金融危機の一つの重要な教訓であった。このため、バーゼル委員会は2009年7月に、トレーディングブックのエクスポージャーや複雑な証券化取引のために、必要資本の改定基準を公表した。新しい提案は、デリバティブ取引、レポ取引、証券金融取引から生じるカウンターパーティーの信用リスク(CCR)に対する必要資本の基準を強化することに焦点を当てている。枠組みの強化は、エクスポージャーの後ろにある資本のバッファーを上げ、プロシクリシティを減少させ、OTCデリバティブ契約を中央清算機関や証券取引所に移行させる追加的なインセンティブを提供するよう設計されている。

重要な前提

- 市場リスクに対してストレスVaRを決めるために使用されたアプローチと同様に、ストレスの加えられたインプットを使用しているCCRのために資本注入を決定する。
- 信用価値調整またはCVAリスクのため、マーク・トゥ・マーケットの損失に対する資本注入が導入された。
- ヘッジ、リスク賦課、実効満期、ダブルカウントに対処するCVAに対する債権換算アプローチが提案された。
- 個別誤方向リスクが特定された場合の第一の柱での明示的な資本賦課を実施する。
- (少なくとも1000億ドルの総資産のある)規制金融機関へのエクスポージャーと(規模にかかわらず)規制のない金融機関へのすべてのエクスポージャーの資産価値の相関に1.25の乗数を適用する。
- カウンターパーティーのエクスポージャー測定の前提のために、20日以上のお預りを含む、OTCデリバティブ取引や証券金融取引のための追加的な担保や証拠金。
- 金融機関に対する双方向のOTCエクスポージャーのためのより高い資本チャージ。
- 中央清算機関(CCP)への二次的なエクスポージャーと銀行のマーク・トゥ・マーケットは、銀行がCCPのエクスポージャーがリスクフリーではないことを認識したままであるように、たとえば1%から3%の範囲で、適度なリスクウェイトであると仮定すべきである。

バーゼルⅢの主な構成要素ーリスクアセット基準

6 カウンターパーティーリスク(詳細なガイドライン)

カウンターパーティーの信用エクスポージャーの計算

- カウンターパーティーとの取引においてデフォルトのエクスポージャー(EAD)を決める基礎として、実効的な期待されたエクスポージャー(EPE)は、ボラティリティや相関関係のようなパラメーターを持たず、ストレスを加えられた期間のデータを利用して、バーゼルⅢの下で維持されている。
- ストレス勘案後実効EPEは、信用資産のためにストレスVaRを使用した1年のストレス期を含む、3年間に渡って測定されたモデルのパラメーターに基づいている(バーゼルⅡ. 5の市場リスクの枠組みへの改訂にそっている)。
- 銀行は、現在の市場データを使用してEADを計算し、ストレス勘案後のパラメーターの使用から得られたEADデータと比較するべきである。パラメーターがヒストリカルデータから見積もられているとき、現在の市場データは、少なくとも、直近の3年間に基づかなければならない。銀行は、(1)現在のデータを使用している実効EPEに基づくポートフォリオレベルの資本注入、(2) ストレス勘案後(ストレスVaRの計算に使用された)の1年を含む3年間を使用している実効EPEに基づくポートフォリオレベルの資本注入、の大きい方を使用しなければならない。
- 計算のためのデータは、独立した機能としてのビジネスユニットにより提供された価格の検証を含んでいるビジネスラインから独自に得られるべきである。

CVA

- カウンターパーティーリスクに対する自己資本要件に加えて(標準化的またはIRBのアプローチに基づく)、時価評価に伴う予期しないカウンターパーティーリスクまたはCVA損失を補うために、追加的な資本注入がある。
- 債券相当のカウンターパーティーエクスポージャーアプローチは、市場リスク計測の枠組みにより、99%水準の最悪ケースのCVAの利益と損失(P&L)をカバーするように提案されている。債券の想定元本は、カウンターパーティーのEADとなる。満期は、カウンターパーティーの最も長い日付のネットिंगセットとなる。時間軸は、(現在の10日とは異なり)1年となる。そして、CVAの計算に利用されるスプレッドは、もし利用可能ならば、CDSスプレッドとなる。CDSヘッジは認識され、追加的リスク賦課(IRC)を除外することになる。

誤方向リスク

- (モノライン保険会社のように、信用の質やカウンターパーティーのPDが、取引のEAD量と正に相関関係があるときに生じる) 特定の誤方向リスクの明確な識別を強調している。
- 資本の追加は、測定可能な誤方向リスクをもつそれぞれのカウンターパーティーに課せられる。
- カウンターパーティーと原債務者の間の法的な結びつきが存在している単体銘柄のクレジットデフォルトスワップの場合、CDSの想定元本がカウンターパーティーのEADとして使用されるべきである。
- カウンターパーティーと原債務者の間の法的な結びつきが存在している単体の会社を参照している株式デリバティブにとって、原債務者のデフォルトの仮定の下で、デリバティブの価値は、カウンターパーティーのEADとして使用されるべきである。
- カウンターパーティーの信用価値と正に相関関係があるリスク要因を特定するために、ストレステストとシナリオ分析の実施を強調している。バックテストの増強やモデル管理のレベルアップも期待されている。

資産価値の相関関係

- 規制金融機関(総資産1,000億米ドル以上)へのエクスポージャー、および規模に係らず非規制金融機関(ヘッジファンドやモノライナーのような)へのすべてのエクスポージャーとの資産価値の相関に1.25の乗数を適用する。金融会社には、銀行、ブローカーディーラー、保険会社および高度にレバレッジされた事業体を含んでいる。この提案の下で、金融機関間のAVCsは、バーゼルⅡの枠組みで公表されている現在の12%から24%の範囲と異なり、15%から30%の範囲になる。

バーゼルⅢの主な構成要素ーリスクアセット基準

6 カウンターパーティーリスク(詳細なガイドライン)

マージン要件

- バーゼル委員会は、デリバティブと証券金融取引(SFTs)に係るマージン・ペリオドの増加を提案している。それには、取引件数が5000件を超えた時点のネットイングセット、および流動性の低い担保を持つ取引または再構築の難しいOTCデリバティブが含まれているネットイングセットに対して、20営業日までリスクに対するマージン・ペリオドを拡大することが含まれている。現在の枠組みでは、OTCデリバティブには10営業日、証券金融取引(SFTs)には5営業日として規制上の下限が課されている。
- バーゼル委員会は、リスクに対するマージン・ペリオドを超えるネットイングセットについてマージン・コールの係争の歴史を持つ銀行に対して、影響を受けるネットイングセットのリスクに対する適切なマージン・ペリオドが2倍必要とされることを提案している。
- 銀行がエクスポージャーに沿ってマージン要件をモデル化できない場合は、改訂された「簡便方式」がより現実的で単純化された前提であり、実効EPEを見積もることを可能にする。
- カウンターパーティーの信用状況が悪化した際に(格付低下トリガー)、担保を受け取るあらゆる条項のEADへの反映を排除する。
- エクスポージャーを担保とともにモデル化できない場合は、OTCデリバティブ取引にかかる現金以外の担保を現金相当額に変換する際の当局指定のヘアカットを使用する。
- (証券化の枠組みで定義されるような)再証券化商品は、格付のいかに関係なく、適格金融資産担保ではなく、担保として使用される証券化のエクスポージャーに対して、改訂されたヘアカットを使用する。

担保管理の実務

- 担保管理部門の運用機能を改善するために要件が追加された。内部モデルの方法を適用する銀行は、マージン・コールの正確な計算と徴求および係争の管理、また独立担保額、イニシャル・マージン、変動マージンの水準を毎日報告する責任を負う担保管理部門を持たなければならない。この部門は、マージン・コールを徴求するために使用するデータの完全性を管理し、当該銀行内のあらゆる関連データと定期的に照合し、整合していることを確保しなければならない。また、この部門は担保(現金と現金以外)の再利用および銀行が各カウンターパーティーに提示した担保の見返りとして当該銀行が供与した権利の状況を把握しなければならない。これらの内部報告書は、再利用された担保資産の種類、および商品・信用状態・満期を含む再利用の条件を示さなければならない。この部門は、また、銀行によって受け入れられた個別の担保資産への集中状況を把握しなければならない。上級管理者は、担保徴求の発信電話の迅速性と正確性および請求時の受診電話への応答時間の観点から、適切な水準の運用機能としてシステム化されるように、この部門に十分な資源を割り当てなければならない。上級管理者は、市場が厳しい危機にあるときでも、この部門が適時に担保徴求や係争を処理し、取引量の多さから生じる大規模な係争を抑えられるように、十分な人員が配置されることを確保しなければならない。
- 銀行の担保管理部門は、定期的の上級管理者へ報告される担保管理情報を適切に作成および管理しなければならない。そのような内部報告は、受入および差し入れ担保の種類(現金、現金以外)ならびに規模、年限、マージン・コールに係る係争の原因などの情報を含むべきである。

バーゼルⅢの主な構成要素ーリスクアセット基準

7 トレーディング勘定と証券化

2009年7月、バーゼル銀行監督委員会は、トレーディング勘定の資本を管理する1996年のルールを強化する基準の最終的な包括提案を承認した。

- トレーディング勘定のルールは、複雑なトレーディング活動の信用リスクを捉えるためにより高い資本要件を導入し、ストレスVaR (SVaR) の要件を含んでいる。それは、バーゼル委員会の考えでは、最低限の規制された資本の枠組みの周期性を弱めることを助け、準備金についてより前向きなアプローチを促進するものとなる。
- バーゼル委員会は、Pillar1 (最低資本要件) における特定の証券化の取り扱いも強化する。
- これらの商品に本来備わっているリスクをより適切に反映するために、再証券化のエクスポージャーのより高いリスクウェイトを導入し、銀行が外部で格付された証券化のエクスポージャーについてより厳密な信用分析を実施することを要求している。
- トレーディング、デリバティブ、証券化の活動に対してより高水準の資本要件が、2011年の終わりに導入される予定である。

重要な前提

- バーゼル委員会からの提案のもとで、市場リスクを計算する内部モデルのアプローチは、通常のVaRに加えて、ストレスVaR (SVaR) を含めるよう改正された。現在のVaRの計算は、プロシクリカルである。なぜならば、それらは、過去の期間を通じてのデータからの原資産の価格のボラティリティに基づいており、低い発生可能性、高い影響力、特別な事象などに係る危険を捉えていないためである。
- 信用トレーディング勘定の位置付けについて、IRC(追加的リスク賦課)が、証券化を除いて導入される。この賦課は、流動性リスクや信用遷移リスクを説明するために導入された。以前に導入されたトレーディング勘定の市場リスクを測定するために使用したVaR計算には組み込まれていないものである。この提案は、トレーディングとバンキング勘定間の資本の鞘取りに対するインセンティブを減らすことも試みている。
- 証券化の改定は、銀行のトレーディングポートフォリオに含まれている証券化資産に対する資本の注入を調整するものである。現在、銀行により生成され引き受けられた証券化資産に課されている資本負担である。前体制のもとで、トレーディング目的の証券化資産は、負担の少ないものとして取り扱われた。
- 新しいリスクの枠組みは、特定の資本要件と相互に関連する戦略を利用するトレーディングの状況に関するガイドラインを規定している。

バーゼルⅢの主な構成要素ーリスクアセット基準

7 トレーディング勘定と証券化(詳細なガイドライン)

ストレスVaR

- ストレスVaRは、インプットを銀行のポートフォリオにとって重大な金融ストレスの時期のものとしたうえで、保有期間10日間、99%の信頼水準の下で計算される。それゆえ、現行の要件である10日間で99%のVaRの3~4倍水準に加えて、10日間で99%のストレスVaRの3倍が要求されることとなる。
- モデルインプットは、連続した12カ月間の著しい金融ストレス期の過去データから測定される。2008年と2009年を含むデータセットより計算されたVaR測定と同等となるだろう。
- 日時ベースで、銀行は、最新のストレスVaRの数値もしくは倍数係数により乗じられた60営業日超で計算されたストレスVaRの平均値のより高い数値として明記されている資本要件を満たさなければならない。
- データセットは、毎月アップデートされ、市場価格に重要な変化が起きるたびに再評価される。
- プライシングモデルに組み込まれているリスク要因は、VaR計算に含まれるべきであり、省略は正当であることが説明されるべきである。

追加的リスク

- IRC(追加的リスク賦課)は、信用遷移からの損失に加え、信用スプレッドの拡大および流動性の喪失に係る、デフォルトリスクをとらえることを目的としている。銀行のIRCモデルは、1年間に渡る資本の展望について99.9%の信頼性でデフォルトや遷移による損失を測定しなければならない。個別または集合体のトレーディングポジションに適用される流動性の展望も考慮しなければならない。
- 流動性の展望は、ストレスが加えられた市場において、ポジションを売ることやIRCモデルによってカバーされているあらゆる重要なリスクをヘッジするための要求される時間を示している。個別または集合体のポジションの流動性の展望は最低3か月である。
- IRCモデルにおいて、オプションに組み込まれた非線形の影響について強調されており、ロングとショートのパポジションが同じ金融手段として適用されている場合のみネットtingが許容される。

証券化

- 標準化された方法の下で計算され、バンキング勘定に適用された資本の注入は、相互に関係するトレーディングの例外として、銀行のトレーディング勘定上の証券化商品に適用できるよう拡大される。
- 再証券化のエクスポージャー(ABS内のCDOやRMB内のCDO)は、それらがよりリスクが高いものであることを反映して、証券化のエクスポージャーから区別して取り扱われるだろう。再証券化のポジションに対する資本要件は、単純なポジションに対する要件のおおよそ2倍となるだろう。
- 現在、バンキング勘定における証券化のポジションに対する資本要件を計算するための2つの方法がある。(1)信用格付会社からの格付に基づいたリスクウェイトのもとでの標準化されたアプローチ、(2)格付された証券化のエクスポージャーが格付型のアプローチの対象となるもの、および当局方式のアプローチの対象となる格付されていない証券化のもとでの、内部格付に基づくアプローチ。

コリレーション・トレーディング

- コリレーション・トレーディングは、ストラクチャー物を使った信用トレーディング戦略であり、銀行は、マーケット・メイキング能力の範囲内で、信用ポートフォリオ指標の特定トランシェに基づく信用プロテクションを顧客と売買する。信用危機の期間が証拠となって示すように、異なる証券間の相関関係の変化は、特に、内在するエクスポージャーと完全に合っていない代理の指標を使用しているヘッジ戦略においては、かなり危険である。これらの戦略と関連する他の複雑性を併せると(たとえばデフォルトの相関関係)、市場リスクの測定に基づく標準的なVaRは、十分にリスクを捕えない。銀行は、適切なストレスシナリオが考慮されることを確保するために、自身のVaRモデルを採用しなければならないだろう。

バーゼルⅢの主な構成要素ーリスクアセット基準

7 トレーディング勘定と証券化(詳細なガイドライン)

標準的アプローチ

| External Credit Assessment | AAA to AA- A-1/P-1 | A+ to A- A-2/P-2 | BBB+ to BBB- A-3/P-3 | BB+ to BB- and below A-3/P-3 | Below BB- or unrated |
|----------------------------|-----------------------|---------------------|-------------------------|---------------------------------|-------------------------|
| Old Risk weighting | | | | | |
| All securitizations | 20% | 50% | 100% | 350% | Deduction |
| New Risk weighting | | | | | |
| Securitization | 20% | 50% | 100% | 350% | Deduction |
| Re-securitization | 40% | 100% | 225% | 650% | Deduction |

Source: BIS (Basel Committee on Banking Supervision, "Revisions to the Basel II Market Risk Framework", July 2009)

内部格付に基づくアプローチ(旧)

| External Rating | Risk weights for senior positions and eligible senior IAA exposures | Base risk weights | Risk weights for tranches backed by non-granular pools |
|-----------------|--|-------------------|---|
| AAA | 7% | 12% | 20% |
| AA | 8% | 15% | 25% |
| A+ | 10% | 18% | 35% |
| A | 12% | 20% | 35% |
| A- | 20% | 35% | 35% |
| BBB+ | 35% | 50% | 50% |
| BBB | 60% | 75% | 75% |
| BBB- | 100% | 100% | 100% |
| BB+ | 250% | 250% | 250% |
| BB | 425% | 425% | 425% |
| BB- | 650% | 650% | 650% |
| Below BB- | Deduction | Deduction | Deduction |

Source: BIS (Basel Committee on Banking Supervision, "International Convergence of Capital Measurement and Capital Standards", June 2006)

内部格付に基づくアプローチ(新)

| Long-term Rating | Securitization Exposures | | | Re-securitization Exposures | |
|-------------------|--------------------------|----------------------|--------------|-----------------------------|------------|
| | Senior, Granular | Non-senior, Granular | Non-granular | Senior | Non-senior |
| AAA/A-1/P-1 | 7 | 12 | 20 | 20 | 30 |
| AA | 8 | 15 | 25 | 25 | 40 |
| A+ | 10 | 18 | 35 | 35 | 50 |
| A/A-2/P-2 | 12 | 20 | 35 | 40 | 65 |
| A- | 20 | 35 | 35 | 60 | 100 |
| BBB+ | 35 | 50 | 50 | 100 | 150 |
| BBB/A-3/P-3 | 60 | 75 | 75 | 150 | 225 |
| BBB- | 100 | 100 | 100 | 200 | 350 |
| BB+ | 250 | 250 | 250 | 300 | 500 |
| BB | 425 | 425 | 425 | 500 | 650 |
| BB- | 650 | 650 | 650 | 750 | 850 |
| Below BB-/A-3/P-3 | | | Deduction | | |

Source: BIS Documents (Basel Committee on Banking Supervision, "Enhancements to the Basel II framework", July 2009)

バーゼルⅢの主な構成要素－流動性基準

8 カバレッジ比率

新たなバーゼルⅢ規制が導入されたことにより、銀行は、国債や企業が発行するより流動性の高い金融商品など、流動性の高い金融商品の保有割合を引き上げている。

- バーゼル委員会は、2008年に公表された、定性的な基準を定める「健全な流動性管理およびその監督のための諸原則」(原題: Principles for Sound Liquidity Risk Management and Supervision)に加えて、資金流動性に係る定量的な基準を導入し、強化された流動性の枠組みを提案している。2つの流動性指標が提案されており、一つは、流動性ショックに対する銀行の短期的強靱性を高めるために設定された流動性カバレッジ比率(30日間)であり、もう一つは流動性のミスマッチを抑制し、より安定的な資金調達源の使用を促すための長期的な指標である安定調達比率である。また、同委員会は、銀行特有で銀行システム全体に影響を及ぼす流動性のリスク動向の分析にあたって、監督当局のためのモニタリング指標も提案している。

重要な前提

- 流動性カバレッジ比率の指標は、銀行が高品質な流動資産を十分に保有し、1ヶ月間継続する厳しいストレスシナリオに耐える力を持っていることを確保するための指標として策定されている。この比率は、銀行が、各行固有のショックと市場全体のショックが同時に発生した場合の、監督当局の特定する短期的なストレスシナリオ下におけるネット資金流出額をカバーするために充当することが可能な、処分に制約のない、高品質の流動資産の額を把握するものである。

$$\text{流動性カバレッジ比率} = \frac{\text{高品質の流動資産}}{\text{30日間のネット資金流出}} \geq 100\%$$

- シナリオは、(1) 金融機関の信用格付の重要な格下げ(3ノッチ)、(2) リテール預金の一部流出、(3) 無担保ホールセール調達の喪失、(4) 有担保調達のヘアカットの大幅な引き上げ、(5) デリバティブに係る担保追徴の増加、コミット済の信用供与や流動性供与を含む契約上、非契約上のオフバランスシート・エクスポージャーにおける多額の払出要求を想定している。
- バーゼルⅢは、負債のランオフや、流動資産に対するヘアカットについて、明確な仮定を設定している。
- 2011年から開始する観察期間の終了後、流動性カバレッジ比率(LCR)は、2015年1月に導入される。

バーゼルⅢの主な構成要素－流動性基準

9 安定調達比率

新たなバーゼルⅢ規制が導入されたことにより、銀行は、国債や企業が発行するより流動性の高い金融商品など、流動性の高い金融商品の保有割合を引き上げている。

- バーゼル委員会は、2008年に公表された、定性的な基準を定める「健全な流動性管理およびその監督のための諸原則」(原題: Principles for Sound Liquidity Risk Management and Supervision)に加えて、資金流動性に係る定量的な基準を導入し、強化された流動性の枠組みを提案している。2つの流動性指標が提案されており、一つは、流動性ショックに対する銀行の短期的強靱性を高めるために設定された流動性カバレッジ比率(30日間)であり、もう一つは流動性のミスマッチを抑制し、より安定的な資金調達源の使用を促すための長期的な指標である安定調達比率である。また、同委員会は、銀行特有で銀行システム全体に影響を及ぼす流動性のリスク動向の分析にあたって、監督当局のためのモニタリング指標も提案している。

重要な前提

- 安定調達比率の基準は、資産の流動性プロファイルや、オフバランスシートの契約から生じる偶発的な流動性需要の潜在性に対して、長期的な時間軸で、安定した資金調達源の金額を測定する目的で導入されている。

$$\text{安定調達比率} = \frac{\text{安定調達額}}{\text{所要安定調達額}} \geq 100\%$$

- 安定調達額には、長期のストレス状況の下で、翌年1年を超えて安定した調達源となることが予想される資本・負債(主に、Tier1資本、Tier2資本、および安定した預金)が含まれる。一方、所要安定調達額は、非流動性資産を反映しており、資産の金額に、資産種別に定められた流動性リスクの掛目を乗じて算出される。
- 安定調達比率(NSFR)は、2018年1月までに最低基準へと移行する。

バーゼルⅢ－会計上の検討事項

バーゼル委員会の提案は、会計基準の設定主体が銀行の財務諸表に影響を与える重要な会計基準の改訂を検討しているのと同時期に検討されている。また、米国基準とIFRSにおける現行および提案されているガイダンスはかなり異なるものであり、その結果、バーゼルⅢ規制を導入する金融機関に対しさまざまな点で影響を与えるものである。調整を行わなければ、会計上の変更は、銀行の所要自己資本の水準および自己資本比率に対して意図しない結果につながる可能性がある。銀行にとって、最も効率的なアプローチは、規制上の改訂と会計上の改訂に対し、一つのプロセスにより対応することである。理想的には、バーゼル委員会と会計基準の設定主体が、それぞれの基準の強制適用の時期を調整すべきである。また、異なる目的や対象（たとえば評価や引当金設定に対するアプローチ）を反映する必要があるものは除いて、ガイダンス間の不一致による影響を排除するか、あるいは最小限に抑えるようにすると考えられる。とはいうものの、米国基準またはIFRSが銀行の自己資本規制においてどのような役割を果たすべきかについて基準の設定主体の見解が異なるため、実際に調整が行われるかは不確実である。

調整と明確化が要求される分野

- **資本の定義**: 金融商品が会計基準上は資本の要件を満たすが、バーゼルの提案では満たさない場合（たとえば、ハイブリッド型資本調達手段の適用除外や普通株等Tier 1からの控除）、資本の取り扱いについて明確化する追加のガイダンスが必要となる。
- **条件付資本**: 会社は、自己資本規制に対する改訂案が会計に与える影響も検討すべきである。たとえば、バーゼル委員会が公表した「銀行の実質的な破綻状態における規制資本の損失吸収力を確保するための提案」（原題: Proposal to ensure the loss absorbency of regulatory capital at the point of non-viability）では、資本商品の転換なしには銀行が民間市場で存続を維持できない状況下において、監督当局の選択により、資本商品の元本削減または普通株への転換を可能にするという契約条項を含めることを義務付けるという提案を行っている。提案がどのように適用されるかによるが、そのような規定が盛り込まれることにより、(1) 消滅または修正処理を行う必要があり、(2) EPSの算定に影響を与え、(3) 組込デリバティブに該当するかについての分析が必要となる可能性がある。
- **信用評価調整(CVA)**: IFRSと米国基準においても収益に対して類似のCVA調整を行うことが要求されているため、資本の算定において、CVAが二重に勘案される結果となる。
- **レバレッジ比率**: レバレッジ比率の算出にあたっては、デリバティブとレポのエクスポージャーをグロスベースで含めることを要求しており、このことは、ネットティングは認められないことを意味する。また、IFRSと米国基準では関連する基準は類似しているものの、IFRSのガイダンスはより厳格であり、IFRS準拠の銀行は、著しく多くのデリバティブエクスポージャーをグロスベースで開示することが要求されている。その結果、IFRS準拠のレバレッジ比率が、米国基準の下での値に比べてかなり高くなる可能性がある。
- **引当実務**: バーゼルⅢは、会計上の引当金がよりフォーワード・ルッキングとなるよう、期待損失アプローチに移行するよう会計基準を改訂するよう提唱している。この目的を達成するために、異なる基準設定主体（もっとも重要なものとして、FASBとIASB）の間の会計基準の調整、および会計基準と規制の方法の整合性を図ることが望ましい。

バーゼルⅢ－会計上の検討事項

国際会計基準委員会 (IASB)と米国の財務会計基準委員会 (FASB)における現行の会計基準は、銀行のTier1資本の構成要素、リスクアセットの算定および資本比率に影響を与える分野において、著しく異なっている。両審議会は、基準間差異を軽減するために密接に取り組んでおり、会計基準の大幅な改訂につながる可能性が高い。バーゼルⅢの影響を評価するにあたって、銀行は、既存の基準間差異の影響を理解し、提案されている会計ガイダンスの影響を注意深く検討すべきである。選定されたプロジェクトのスケジュールと潜在的な影響は、以下のとおりである。

| 分野 | 財務諸表に対する会計基準の改訂案の影響 | バーゼルⅢの自己資本算定に対する会計基準の改訂案の影響 | 期日 |
|---------------------|--|--|--------------------------------------|
| 金融資産および金融負債の相殺・純額表示 | <ul style="list-style-type: none"> 現行の米国基準においてはマスター契約に基づくデリバティブ資産および負債の純額表示を認めている。一方、IFRSの規定では、そのような処理は認められていない。 ただし、米国基準でも、ポジションの相殺が認められている場合を限定している。 その結果、両基準のコンバージェンスが進められる可能性がある。 | <ul style="list-style-type: none"> レバレッジ比率－影響は重要で、同比率は、財務諸表の作成の基準が米国基準かIFRSによって、異なる。すなわち、レバレッジ比率の算定は、貸借対照表の定義に関する最終的な規定により異なってくる。 | 2011年 第2四半期(FASB) 未定 (IFRS) |
| 金融商品：認識および測定 | <ul style="list-style-type: none"> IFRSの最終基準書が公表され、金融商品を公正価値または償却原価のいずれかで測定することが要求される。 提案されたFASBのモデルは、IFRSとは著しく異なっており、より多くの金融商品が公正価値で測定され、公正価値の変動を当期純利益またはその他の包括利益(OCI)に含めて認識する。 | <ul style="list-style-type: none"> Tier1資本－OCIに含まれる金額が大幅に変動し、企業が米国基準あるいはIFRSを適用するかによって異なってくる。 レバレッジ比率－金融商品の帳簿価額は、米国基準(公正価値)あるいはIFRS(償却原価)を適用するかにより異なる。 | 2011年 第2四半期(FASB) |
| 金融商品：減損 | <ul style="list-style-type: none"> 提案されているIFRSと米国基準のモデルは、損失認識のタイミングについて著しく異なる。 両方のモデルとも議論されている。 期待損失モデルにコンバージェンスする可能性がある。 | <ul style="list-style-type: none"> Tier1資本－損失がより早期に認識される可能性があり、損失発生前にTier 1資本の金額が低くなる。 レバレッジ比率－損失がより早期に認識される可能性があり、より低い比率となる。 リスクアセット－リスクアセットの算定に含まれる資産の帳簿価額に影響を与える可能性がある。 | 2011年 第2四半期 |
| 連結 | <ul style="list-style-type: none"> 連結ガイダンスの一層のコンバージェンスが図られ、オフバランスシート取引が減少する。 | <ul style="list-style-type: none"> Tier1資本－少数株主持分がより多額となる可能性がある。また、連結事業体の利益剰余金を、損失を吸収するために利用できないかもしれない。 レバレッジ比率とリスクアセット－連結処理により、比率に影響を与え、リスクアセットの算定に含まれる資産および負債がより多く認識されることになる。 | 2011年 第2四半期 |
| 金融資産の譲渡 | <ul style="list-style-type: none"> IFRSでは、より多くの譲渡資産(または資産の一部)の認識が中止される。 米国基準のモデルは、まだ提案されていない(現在ISABの動向を踏まえ、リサーチプロジェクトが進行中)。 | <ul style="list-style-type: none"> レバレッジ比率とリスクアセット－認識の中止により、比率に影響を与え、リスクアセットの算定に含まれる資産が減少することになる。 Tier1資本－より多くが譲渡資産となり、モーゲージ・サービシング・ライツ(MSR)より多くがより、Tier1資本が減少することになる。 | 未定 |
| 資本の特徴を有する金融商品 | <ul style="list-style-type: none"> 提案はまだ固まっていないが、これにより一層のコンバージェンスが図られる可能性がある。 とりわけ、コーラブル、転換可能商品などの資本の分類に影響を与える可能性がある。 | <ul style="list-style-type: none"> Tier1資本－優先株に対する調整が認められなくなる可能性がある。現在資本として分類されているデリバティブまたはその他の金融商品は、Tier1資本の構成要素に該当しなくなる可能性がある。 | 2011年 第4四半期 |

バーゼルⅢ 開示上の影響

銀行は、自己資本管理プロセスの透明性向上に係る要求に対する最善の対応方法や、開示要件の影響について、検討を開始すべきである。

- 最近の金融危機によって、複雑な業務活動の多くが、アナリスト、投資家、監督当局など他の外部のステイクホルダーはもちろんのこと、銀行の上級管理職や取締役にとっても理解しにくいものであったことが明らかになった。
- 最近の金融危機から得られた教訓の一つは、開示を強化することは、市場の規律や安定性を促進する、という点である。これは、米国において監督資本査定 (SCAP) の結果が、また、欧州において銀行ストレステストの結果がそれぞれ公表されるようになったことに裏付けされる。バーゼルⅢはこの教訓に基づき策定され、企業の自己資本状況のさらなる開示を要求している。
- バーゼルⅢが提案する開示要件によって、銀行は、その事業内容や、リスク補てんに充当する自己資本を確保する方法に関して透明性を向上させることが求められる。重要な開示要件は、以下のとおりである。
 - 規制資本の構成要素と監査済み財務諸表の貸借対照表との間の調整表
 - すべての規制上の調整項目の個別開示
 - すべての算入限度と最低基準、およびそれぞれの算入限度と最低基準が適用されるプラスとマイナスの資本の要素の説明
 - 発行された資本調達手段の主な特徴の説明
 - 規制資本の構成要素に関連する比率を開示する銀行は、かかる比率がどのようにして計算されたかの包括的な説明
 - 銀行は、規制資本に含まれる全調達手段の発行条件のすべてをウェブサイト上で開示
- 上記提案によって、銀行の管理方法や評価方法が著しく変化すると考えられる。
 - 上級管理職、取締役会、リスク管理を担当する独立部門は業務やリスクに関する理解を深めることで、より適切にリスクを反映させて事業を運営することが可能となる。
 - 可視化を図り、透明性を向上させることで、監督当局がシステミック・リスクをより早い段階で評価することが可能となる。
 - 格付機関、アナリスト、および投資家は、銀行のビジネスモデルのリスクやリターンについて、モデル間で比較がし易くなる。
- これら新たな要件に従って開示を行うにあたって銀行が考慮すべき事項は、以下のとおりである。
 - 財務諸表 (MD&A、財務諸表、および注記) 上の開示内容との間でデータやシステムの合理的対応を図る。
 - 強化された開示要件に準拠するために必要となる、新たなプロセスや統制を決定する。
 - 新たな報告基準の導入に備え、修正が容易に実行可能な柔軟なプロセスとインフラの確立を検討する。

バーゼルⅢー公表文書

| | |
|---|--------------------------------|
| ① | 資本の定義 |
| ② | カウンターシクリカルなバッファ |
| ③ | レバレッジ比率 |
| ④ | 最低自己資本基準 |
| ⑤ | システミック・リスク |
| ⑥ | カウンターパーティーリスク |
| ⑦ | トレーディング勘定と証券化(バーゼルⅡ.5としても知られる) |
| ⑧ | カバレッジ比率 |
| ⑨ | 安定調達比率 |

| 日付 | バーゼルⅢの主な構成要素 | ドキュメント・タイプ | カテゴリー・マッピング |
|-------------|---|------------|-------------|
| 2010年9月21日 | バーゼルⅢ:より安全な金融システムに向けて | 演説 | |
| 2010年9月12日 | 中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループがより高い国際的な最低自己資本基準を発表 | 提案 | ④ |
| 2010年8月19日 | 銀行の実質的な破綻状態における規制資本の損失吸収力を確保するための提案 | 協議 | ① および ⑤ |
| 2010年8月18日 | 自己資本・流動性規制強化のマクロ経済影響度評価 | 調査 | |
| 2010年7月26日 | 中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループがバーゼル銀行監督委員会による自己資本および流動性に関する規制改革パッケージについて広範な合意に到達 | 提案 | ① から ⑨ |
| 2010年7月16日 | カウンターシクリカルな資本バッファに関する提案 | 協議 | ② |
| 2010年6月18日 | バーゼル銀行監督委員会がバーゼルⅡにおけるマーケット・リスクの枠組みの修正を発表 | 修正提案 | ⑦ |
| 2009年12月17日 | 流動性リスク計測、基準、モニタリングのための国際的枠組み | 提案 | ⑧ および ⑨ |
| 2009年12月17日 | 銀行セクターの強靱性の強化 | 提案 | ① から ⑥ |
| 2009年12月7日 | 世界的な銀行危機に対する包括的な対応 | 提案 | |
| 2009年7月13日 | バーゼル銀行監督委員会がバーゼルⅡの枠組みの強化を発表 | 修正提案 | ⑦ |
| 2006年6月30日 | バーゼルⅡ:自己資本の測定と基準に関する国際的統一化:改訂された枠組み-包括版 | バーゼルⅡの枠組み | |

Section 4

PwCの提供サービス

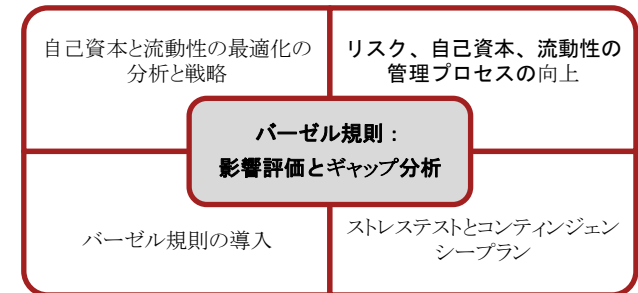
PwCの提供サービス

バーゼル規制:影響評価とギャップ分析

バーゼル規制:影響評価とギャップ分析

最近、さまざまなバーゼル規制((バーゼルⅡ. 5やバーゼルⅢなど)が公表され、現在最終化が行われており、銀行は、これらの規制が自行の既存の自己資本や戦略計画にどのような影響を及ぼすかを分析しなければならない。PwCは、以下の関連する分野において支援を提供できる。

- バーゼルⅢの基礎知識を提供し、バーゼルⅡ、Ⅱ. 5、Ⅲに関する重要なルールや問題についての理解を高める。
- 銀行の事業活動を踏まえ、銀行に最も適用される重要なバーゼルⅡ、Ⅱ. 5、Ⅲのルールを特定するために、詳細に検討を行う。
- 銀行の現状と予測に基づき、銀行の自己資本の十分性に対するこれらの規制の影響を分析する。
- バーゼル規制の運用の実態を評価し、ギャップを特定する。
- PwC独自のツールやその他のデータソースを活用して、新たなバーゼル規制の下で、同業他行の資本の十分性に関する分析を提供する。
- 導入ロードマップと計画を策定する。

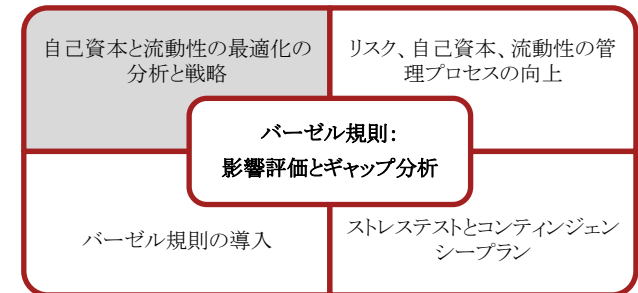


自己資本と流動性の最適化の分析と戦略

自己資本と流動性の最適化の分析と戦略

バーゼル規制は、特に、自己資本の質を向上させ、リスクとレバレッジを軽減することを目的としていることから、銀行は、自行の業務、自己資本、流動性、リスク戦略を再検討すべきである。PwCは、以下の関連する分野において支援を提供できる。

- 利用可能資本と流動性の各種構成要素に関するバーゼル規制の影響を評価するための手法を開発する。
- 自己資本や資金調達に係る規制の強化がさまざまな業務活動に与える影響を評価する手法を開発する。
- 新たな自己資本規制におけるリスク調整後リターンに基づく業務活動をランク付ける手法を開発する。
- 銀行の自己資本とビジネスラインにおけるリスク・リターンプロファイルの最適化を促進するための自己資本・流動性戦略およびビジネス戦略の策定を支援する。
 - 資本構成、資本最適化、資本積上げ戦略
 - リスク軽減戦略
 - リスクアセットモデルへの取り組み
 - 資金調達・流動性戦略
 - プライシングや商品再設計



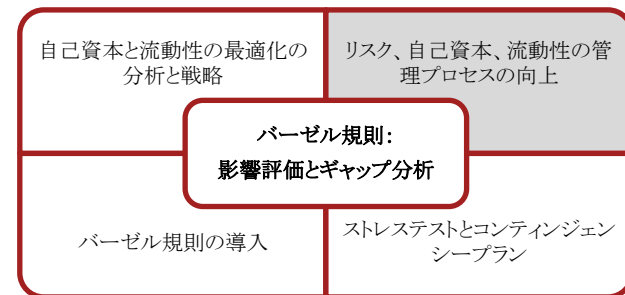
PwCの提供サービス

リスク、自己資本、流動性の管理プロセスの向上

リスク、自己資本、流動性の管理プロセスの強化

バーゼルⅢ規制は、銀行によるリスクおよび自己資本の管理方法にさまざまな変化をもたらし、業務の決定にあたってこれらを勘案することになる。これにより、計画、実施、評価を含む全体のビジネスサイクルを通して、リスク、自己資本、流動性の管理プロセスを評価することを銀行は求められる。私どもは、リスク、自己資本、流動性の管理のプロセスを強化することに関連する分野において支援を提供することができる。

- 戦略的な計画、予算編成、予測、リスクに基づくプライシング、パフォーマンス評価、インセンティブに関連する既存のプロセスを再評価する。
- 業務意思決定が、内在するリスクおよび自己資本を勘案の上、計画、実施、評価されていることを確保するために、これらのプロセスの改善点を把握する。
- リスク評価、リスク測定、モニタリング、レポートを含む、リスク管理プロセスを強化する。
- 流動性・自己資本の計画策定、十分性の評価、レポートを含む、流動性・自己資本管理プロセスを強化する。



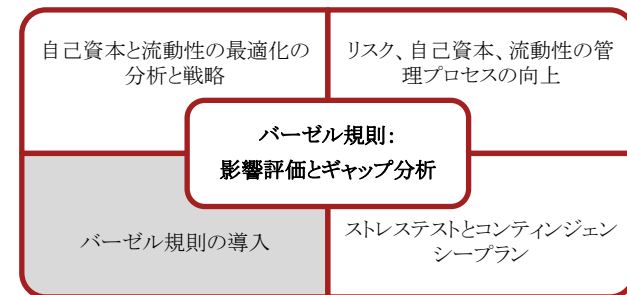
PwCの提供サービス バーゼル規制対応の実施

バーゼル規制対応 の実施

銀行が新たな規制の採用に積極的に取り組むにあたって、以下のようなさまざまな分野に対応する必要がある。銀行が新たな規制と要求事項に対応する準備を行う際PwCはこれらのすべての分野について、銀行を支援することができる。

- 利用可能資本を算定する方法
- リスクを評価し、新たなリスクアセットを算定する方法
- 最低自己資本比率と流動性比率を採用するために、新たなリスク選考基準の設定
- 資本バッファに係る基準がより明確化されたため、資本バッファを構築し、発動するための手法とプロセス
- ICAAPの採用と再設計

これらに加え、PwCは、バーゼルIIIの導入に関連して、IT導入、システム選定、データ・変更管理の支援を提供することができる。

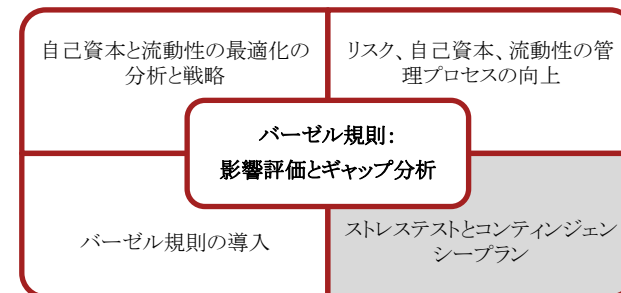


PwCの提供サービス ストレステストとコンティンジェンシープラン

ストレステストとコンティンジェンシープラン

再建・破綻処理計画など、バーゼルⅢの自己資本と流動性の基準に関連する他のプロセスも調整することが必要である。また、銀行がバーゼル規制を導入する際、銀行はストレステストのプロセスを構築し、改善していくことも必要となる。一方で、銀行は、深刻なストレスシナリオの下で、自己資本と流動性の基準を引き続き満たすことを確保するために、コンティンジェンシープランを策定し、実施することも求められる。PwCは、以下の分野で支援を提供することができる。:

- ストレステストの手法やプロセスを策定し、検証する。
- 自己資本・流動性に係るコンティンジェンシープランを策定し実施する。
- 再建・破綻処理計画を策定する。



PwCの提供サービス—PwCの資質

PwCは、金融、リスク、資本管理の分野において幅広い経験を有しており、貴行がバーゼルⅢの課題に取り組むにあたっての支援をご提供することができます。

バーゼルに係る経験—私どもは、クライアントがBIS規制の要求事項に対応するにあたっての幅広い経験と知識を有しており、世界各国の60にも及ぶバーゼル制度のあらゆる規制を対象としたバーゼルII関連のプロジェクトに従事してきました。これには、詳細なギャップ分析の実施や導入プロジェクトの支援があります。

金融、リスク、資本管理における経験—私どもは、資本の十分性評価とICAAP、リスクのモデル化と経済的資本の適用、ストレステスト、コンティンジェンシープランや再建計画、流動性リスク管理・資金調達計画、包括的なリスク分析・レポーティングを含む、リスクと資本管理に関連する戦略的に重要な取り組みを実施するにあたって、金融サービスのクライアントを支援してきたという豊富な経験を有しています。

業界のリーディング・プラクティスに対する洞察—私どもはこれまでの業界の有数な金融機関との業務経験を通じて、上述の分野におけるリーディング・プラクティスを幅広く把握しています。プロジェクトに対する私どもの理念とアプローチは、単に、規制・ルールの理論と解釈に基づくものではなく、過去に培ってきた実務経験に基づくものです。私どもの強みは、業界慣行の経験と知識に基づき、実践的なアドバイスを提供する点にあります。

主要な監督当局との関係—私どもは、グローバルベースで、金融サービスセクターに対しレギュラトリーコンサルティングサービスを提供しております。私どものPan-European Regulatory Teamは、バーゼル委員会、欧州委員会、欧州の幾つかの国々の監督当局との間で親密なつながりを維持しています。また、私どものUS Banking and Capital Markets Teamは、米国証券取引委員会、連邦準備制度理事会、その他の米国の銀行の監督当局との間で密接なコンタクトを維持しています。

会計の専門的知識—私どもは、有数の金融機関に対してアシュアランス業務を提供してきたという豊富な経験を有しており、バーゼルⅢに関連するさまざまな会計原則を理解し解釈するにあたって必要となる業界をリードする専門知識を有しています。

PwCの提供サービス—PwCの資質

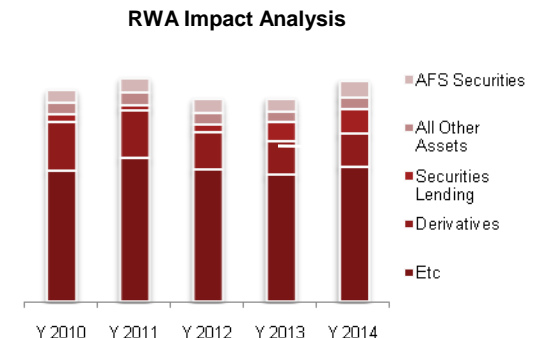
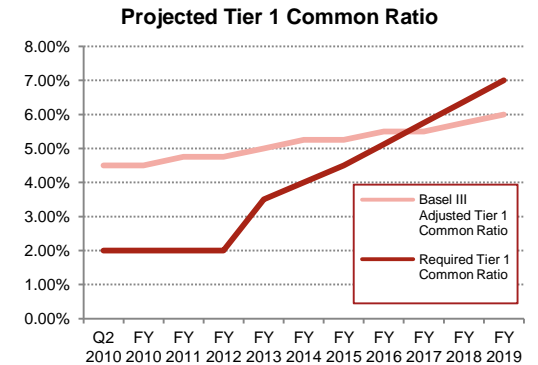
私どもは、公表されている財務情報を使用して、新たな自己資本規制の影響を見積もることができるバーゼルⅢ試算ツールを開発しました。

このモデルは、バーゼルⅢの自己資本控除項目とリスクアセット予想追加額を自己資本計画およびリスクアセット削減計画に適用することにより、普通株等Tier 1比率への影響および同比率の将来期間における要求水準への未達幅を測定するものです。

| | Q2 2010 Ending Balance | Q3/Q4 Capital Growth \$ | Y 2010 Ending Balance | Through | Y 2019 |
|---|------------------------------|----------------------------|-----------------------------|---------|--------|
| Capital | | | | | |
| Current Tier 1 Common Capital | | | | | |
| Basel III Capital Deductions | | | | | |
| Minority interest | | | | | |
| Unrealized gain/loss on securities (OCI) | | | | | |
| Purchased credit card relationships | | | | | |
| Net deferred benefit pension | | | | | |
| 50/50 deductions | | | | | |
| Tier 1 common after initial deductions | | | | | |
| Mortgage servicing rights (excess of 10% limit) | | | | | |
| Deferred tax assets (excess of 10% limit) | | | | | |
| Investments in other financials | | | | | |
| Additional 15% aggregate deduction | | | | | |
| Total Deductions | | | | | |
| Basel III Adjusted Tier 1 Common Capital | | | | | |

| | Q2 2010 Ending Balance | Q3/Q4 RWA Mitigation | Y 2010 Ending Balance | Through | Y 2019 |
|--|------------------------------|-------------------------|-----------------------------|---------|--------|
| Basel III Inflated Risk Weighted Assets | | | | | |
| Selected Balance Sheet Asset Categories | | | | | |
| AFS securities | | | | | |
| Trading assets | | | | | |
| Etc | | | | | |
| Selected Off Balance Sheet Asset Categories | | | | | |
| Securities lent | | | | | |
| Derivative contracts | | | | | |
| Etc | | | | | |
| Total Credit-Related | | | | | |
| Total Market-Related | | | | | |
| Total Risk Weighted Assets | | | | | |

| | Q2 2010 Ending Balance | Y 2010 Ending Balance | Through | Y 2019 |
|--|------------------------------|-----------------------------|---------|--------|
| Tier 1 Common Ratios | | | | |
| Basel III Adjusted Tier 1 Common Capital Ratio | | | | |
| Required Tier 1 Common Capital Ratio | | | | |
| Shortfall | | | | |



PwCの提供サービス
お問い合わせ先

あらた監査法人

| | |
|---|---|
| リスク・コントロール・ソリューション部 原 誠一 パートナー | seiichi.hara@jp.pwc.com 080-3407-1924 |
| リスク・コントロール・ソリューション部（大阪事務所） 西原 弘道 パートナー | hiromichi.nishihara@jp.pwc.com 080-3505-8932 |
| リスク・コントロール・ソリューション部 石岡 秀之 パートナー | hideyuki.ishioka@jp.pwc.com 090-6475-0061 |
| リスク・コントロール・ソリューション部 村永 淳 シニア・マネージャー | jun.muranaga@jp.pwc.com 080-1347-2227 |
| フィナンシャル・サービス・アシュアランス部 清水 毅 パートナー | takeshi.shimizu@jp.pwc.com 090-6515-1754 |

www.pwc.com

本資料はPwC Globalが発行した「The New Basel III Framework: Navigating Changes in Bank Capital Management」を PwC Japanで翻訳したものです。

This publication has been prepared for general guidance on matters of interest only, and does not constitute professional advice. You should not act upon the information contained in this publication without obtaining specific professional advice. No representation or warranty (express or implied) is given as to the accuracy or completeness of the information contained in this publication, and, to the extent permitted by law, PricewaterhouseCoopers LLP its members, employees and agents do not accept or assume any liability, responsibility or duty of care for any consequences of you or anyone else acting, or refraining to act, in reliance on the information contained in this publication or for any decision based on it. © 2010 PricewaterhouseCoopers LLP. All rights reserved. In this document, "PwC" refers to PricewaterhouseCoopers LLP, which is a member firm of PricewaterhouseCoopers International Limited, each member firm of which is a separate legal entity.